

第4次坂東市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

はじめに

坂東市社会福祉協議会では、令和3（2021）年に、「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」の基本理念に基づき、5ヵ年計画として第3次坂東市地域福祉活動計画を策定し、やさしさとふれあいに満ちた地域づくり実現のため、地域住民や関係団体、ボランティア、行政機関等とともに取組を進めてまいりました。



これまでの第3次計画である5ヵ年を振り返ってみますと、コロナ禍によって社会経済活動をはじめ地域福祉活動やボランティア活動は、未だかつてない影響を受けましたが、感染症法の5類移行後は、急速に従来の形を取り戻す活動が進められました。併せて、国際情勢の不安定さやそれらに付随する物価高騰などで、生活支援やつながりを要する方などへのアプローチは、当協議会においても様々な手立てを講じ、誰一人取り残されない社会を目指しながら対応に努めてまいりました。

第4次坂東市地域福祉活動計画におきましては、少子高齢化や生活環境の変化など、私たちを取り巻く課題はさらに多様化しておりますが、常に変化する社会環境を見据えSDGsの理念を踏まえながら、課題認識を共有しつつ互いに支え合い絆を深めることで、あらゆる困難に対しても必ず乗り越えていけると信じております。

本計画は市民の皆様の声を反映し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するための大切な指針です。今後も多くの関係機関・団体等が連携を密に取り、坂東市が策定する「坂東市地域福祉計画」との整合性を図りながら、その具現化を着実に推進してまいります。

結びに、当協議会では多くの関係各位によるお支えにより、本年4月合併20周年を迎えることができます。改めて時代の潮流を客観化し、多様化する地域社会に順応していく用意が必要とされております。これらを踏まえ、本計画の策定にあたり多大なるお力添えを賜りました坂東市地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートのご協力や地区懇談会において貴重なご意見、ご提言いただきました市民、関係機関や団体の皆様に、心から感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

令和8年3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会
会 長 木 村 敏 文

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	7
4. 地域福祉に関する国の動向	8
5. SDGsへの対応	9
6. 計画の策定体制	9
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	11
1. 地域の現状	12
2. 第3次坂東市地域福祉活動計画の推進状況	38
3. アンケート調査結果にみえる市民意識	42
4. 地区懇談会における主な地域課題	47
5. 地域福祉に関する坂東市の課題	53
第3章 計画の基本的な考え方	55
1. 基本理念	56
2. 基本目標	56
3. 計画の体系	57
第4章 福祉施策の推進	59
基本目標Ⅰ ひとづくり	60
基本目標Ⅱ 地域づくり	66
基本目標Ⅲ 支援の充実	74
基本目標Ⅳ 基盤の強化	80
第5章 計画の推進	85
1. 計画の推進体制	86
2. 計画の進行管理・評価	87
3. 計画の主要指標	88
資料編	91
1. 第4次坂東市地域福祉活動計画策定の経過	92
2. 第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員会設置要項	93
3. 第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員名簿	94
4. 用語集	96

○「障がい」の表記について

本計画書では、障がいの「がい」の字の表記について、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

○「社会福祉協議会」の表記について

本計画書では、「社会福祉協議会」を慣例や読みやすさの点などから「社協」と表記している場合があります。

○ 本計画書では※のある用語については 96 ページからの「用語集」にて説明しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 地域福祉に関する国の動向
5. S D G s への対応
6. 計画の策定体制

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の社会保障は、人々の一生における典型的な課題を解決することを目指し、子ども・障がい者・高齢者といった分野・制度の支援体制づくりを進めることで充実してきました。

しかしながら近年では、社会的孤立をはじめとして、生きづらさはあるが既存の制度の狭間にある課題のために対象となりにくいケースや、いわゆる8050（はちまるごーまる）問題※やダブルケア※など個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体に関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

このような困難・生きづらさの多様性や複雑性は、以前も存在していました。しかし、かつては、血縁・地縁・社縁などの共同体の機能がこれを受け止め、強く意識はされてこなかったのだと考えられます。

しかしながら、現在の地域社会では、急速な少子高齢化や人口減少、核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化が進み、これらの社会構造の変化などを背景として、支え合いの基盤が弱まっています。その結果、課題を抱えながらも支援を求めることができず、あるいは適切な支援に結びつくことができない個人・世帯が増加してきています。

こういった状況に対し、地域社会において身近な住民同士がつながり、支え合う関係を再構築することで、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができる地域社会づくりを進めていくことが求められています。

また、平成29年の社会福祉法改正で、個人や世帯が抱える課題全体に関わっていくために、市町村が「包括的支援体制」、すなわち、「相談支援体制の強化や公的サービスによる支援の充実などの体制」の整備に努める旨が規定されています。

今後における我が国の動向をみると、さらに少子高齢化が続くなか、85歳以上の高齢者が急激に増加、一方で、生産年齢人口の減少が加速するなど、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしています。高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年頃には、高齢者のひとり暮らし世帯の増加、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面して、個人・世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題が一層増加することが推測されます。

したがって、福祉制度の狭間の課題を解決していくことを目指し、地域で暮らす人、関係機関・団体、事業者、ボランティア等がつながり、地域における活動の輪を広げていく地域福祉は、今後ますます重要となっていきます。

(2) 地域福祉とは

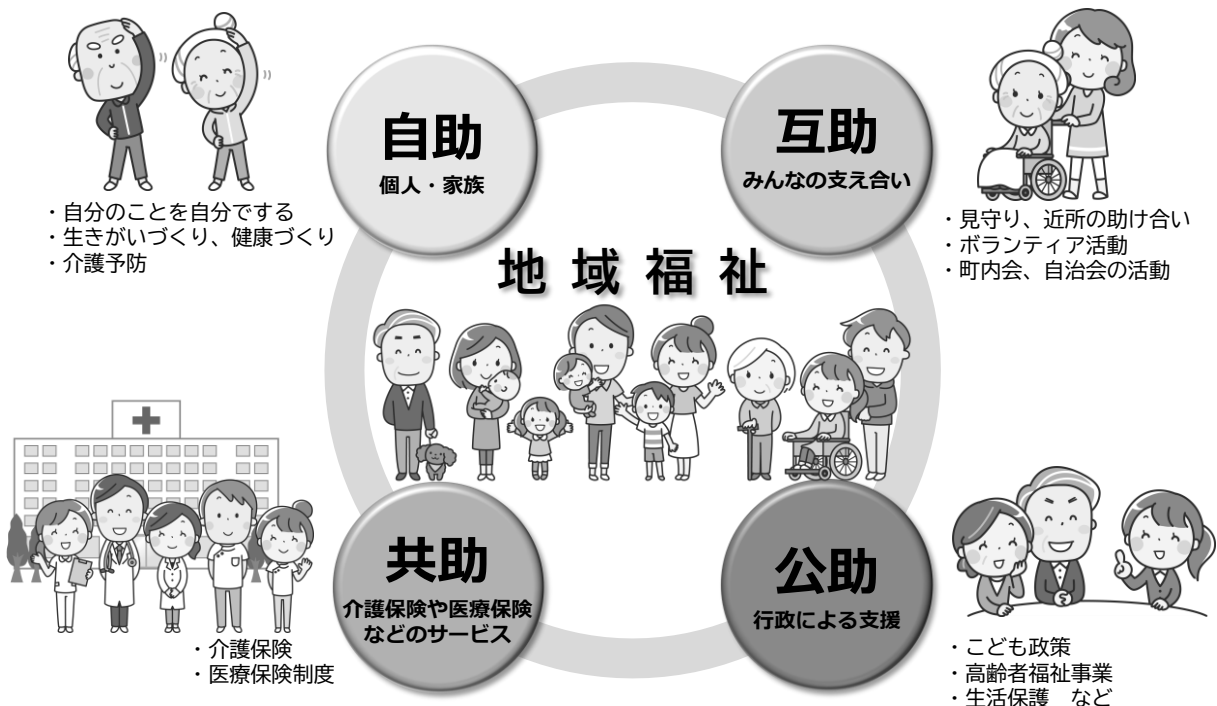
子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得なければ解決できないことがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域生活課題の解決に向け、協力体制を築くことが重要です。

一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士やボランティア、社会福祉法人などの支え合い（互助・共助）、行政による支援（公助）の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。

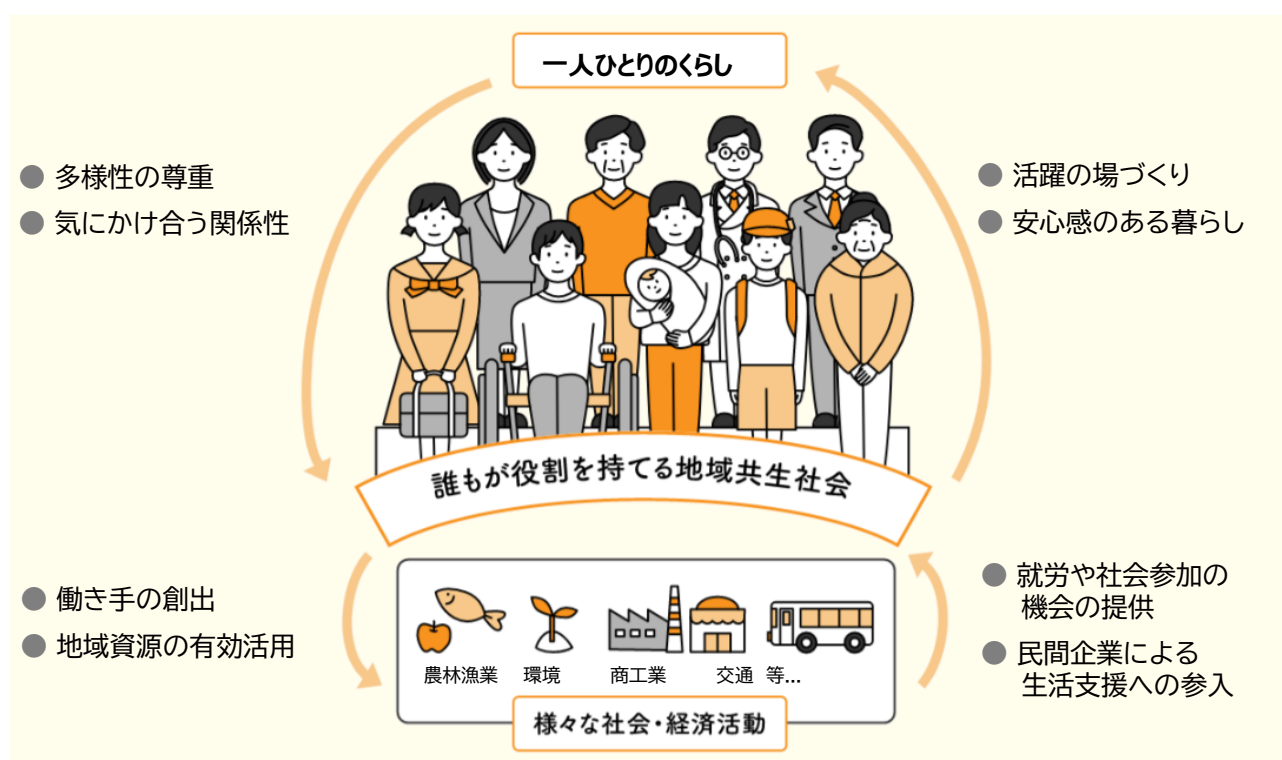


(4) 地域福祉が目指す地域共生社会について

地域福祉が目指すのは、「地域共生社会※」をつくることです。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

他の人々が抱える生活上の課題を解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。保健・福祉などの関係者も分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。



資料：厚生労働省ホームページ

2. 計画の位置付け

(1) 坂東市の地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条に位置付けられた市町村社会福祉協議会※が中心となり策定する計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス※）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

坂東市社会福祉協議会は、平成23年度から「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とした第1次坂東市地域福祉活動計画を推進してきました。第3次坂東市地域福祉活動計画の最終年度である令和7年度に、第4次坂東市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定し、市民が地域で安心して暮らせる「地域共生社会」づくりを進めていきます。

(2) 地域福祉活動計画と地域福祉計画との関わり

坂東市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定する一方で、坂東市は「地域福祉計画」を策定しています。

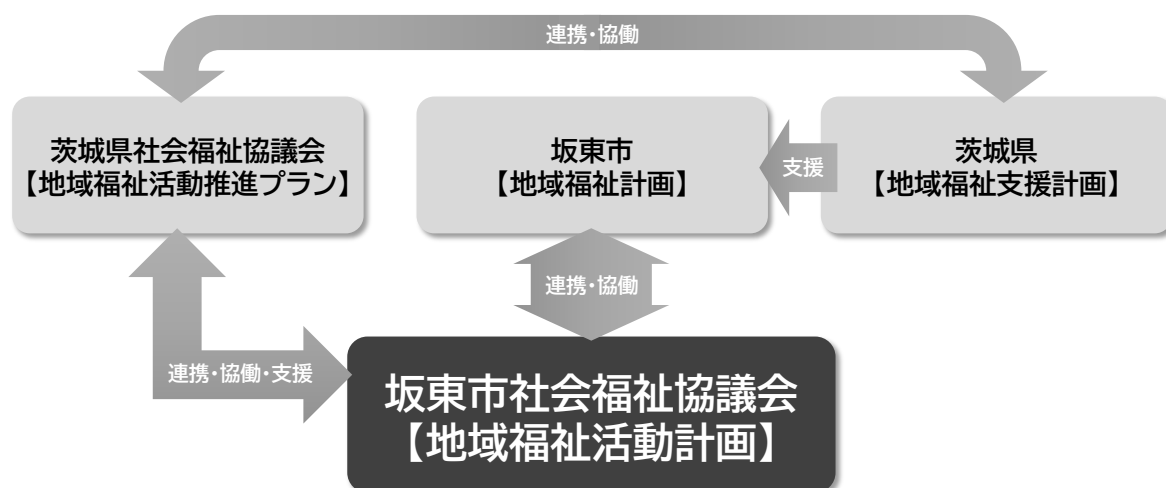
坂東市の「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条第一項に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市では坂東市地域福祉計画（第4次）を令和7年3月に策定しています。

「地域福祉計画」は地域福祉の基盤や仕組みをつくるものであり、「地域福祉活動計画」は地域福祉の具体的な活動を展開するものです。両者は、地域の課題解決を目的とした地域福祉を推進する上で、車の両輪のような関係にあります。

坂東市社会福祉協議会では、市の計画を考慮しつつ計画を策定し、連携・協働※して活動を推進していきます。

(3) 関連計画との関係について

坂東市地域福祉活動計画は、茨城県社会福祉協議会の「茨城県地域福祉活動推進プラン」、茨城県の「地域福祉支援計画」、坂東市の「坂東市地域福祉計画」との間において、以下に示すような関係があります。



【茨城県地域福祉活動推進プラン】：

茨城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会への支援をはじめとする県社会福祉協議会の役割や進むべき方向や取り組むべき事業を示す。

【茨城県地域福祉支援計画】：

地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために県の推進すべき施策の方向性を示す。

【坂東市地域福祉計画】：

地域福祉の基盤や仕組みをつくるものであり、「地域福祉活動計画」同様、地域の課題解決を目的として地域福祉を推進する。

3. 計画の期間

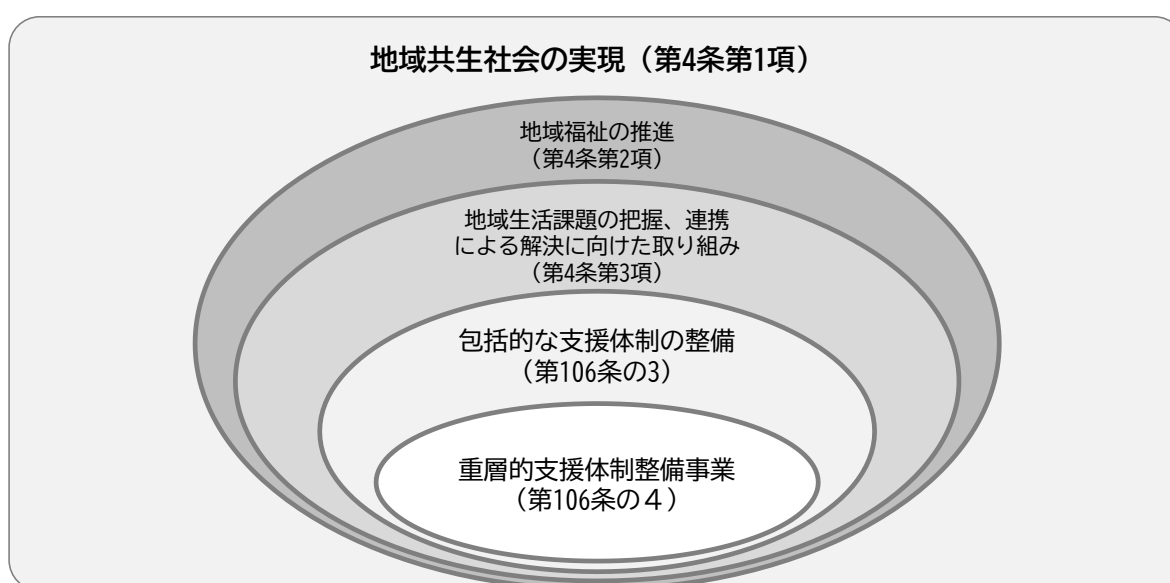
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。この間、坂東市地域福祉計画及び茨城県社会福祉協議会地域福祉活動推進プランとの連携・協働を図りながら、計画の推進と評価を行い、社会的な変化等も踏まえ必要に応じ適宜見直しを行います。

年度	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
坂東市 社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第3次					第4次				
坂東市 地域福祉計画 ・自殺対策推進計画	第3次・第1次				第4次・第2次					5次・ 3次
茨城県社会福祉協議会 地域福祉活動 推進プラン	第5次			第6次					第7次	
茨城県 地域福祉支援計画	第4期					第5期				

4. 地域福祉に関する国の動向

- 平成2年以降のバブル経済の崩壊と景気低迷、平成20年に発生した世界金融危機（リーマンショック）により、不安定な雇用や所得低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。こうした状況の中、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることが必要とされ、平成25年12月に生活困窮者自立支援法※が成立し、平成27年4月に施行されています。
- 近年、社会問題となっている少子高齢化や労働力不足などといった社会課題に対し、国は平成27年9月に「一億総活躍社会」を提唱し、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」を策定しました。そのなかで「地域共生社会」、すなわち制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の実現が示されました。
- これらの流れを受け、平成29年5月に改正された社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制の整備について規定（法106条の3）されました。
- その後、包括的な支援体制の整備を実現するための市町村の任意事業として、令和2年6月に改正された社会福祉法にて、「①相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（法第106条の4）の枠組みが創設されています。

【社会福祉法について】



資料：厚生労働省

5. SDGsへの対応

SDGs※（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を一つの期限として17の国際目標（その下に169のターゲットと231の指標が決められている）が設けられました。

誰一人取り残さないというSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点も踏まえたものとしします。



6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民や地域の多様な団体などの参画を得るため、「第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画案の審議を行いました。

また、令和6年度に「坂東市の地域福祉に関するアンケート調査」を、令和7年度に社会福祉協議会支部において地区懇談会を行い、地域福祉に関する住民の意見や生活課題の把握に努め、計画策定に活かしました。

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1. 地域の現状
2. 第3次坂東市地域福祉活動計画の推進状況
3. アンケート調査結果にみえる市民意識
4. 地区懇談会における主な地域課題
5. 地域福祉に関する坂東市の課題

1. 地域の現状

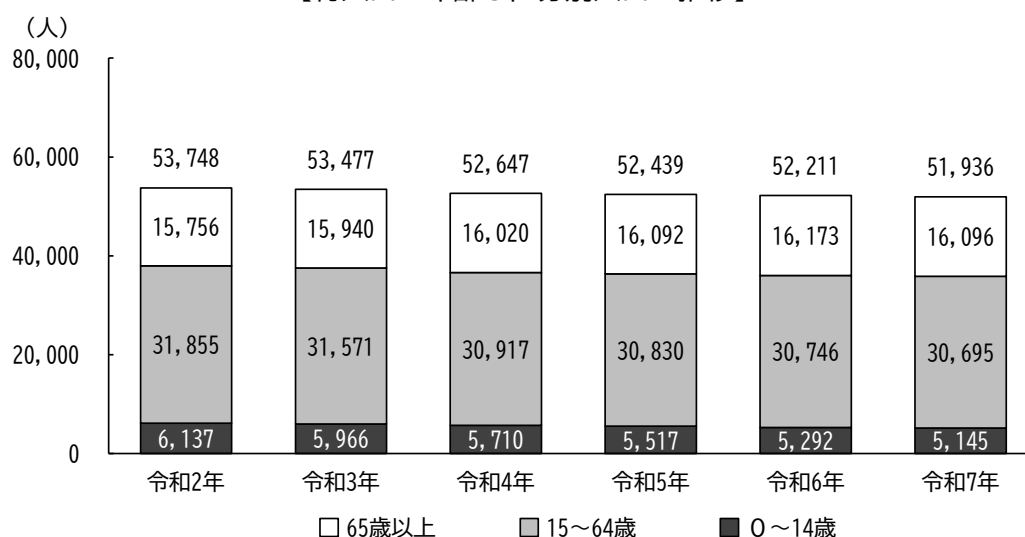
(1) 人口、人口構成、世帯の状況

①人口の推移

市の総人口はゆるやかに減少しており、令和7年4月1日時点で51,936人と、令和2年4月1日からの5年間で1,812人減少しました。

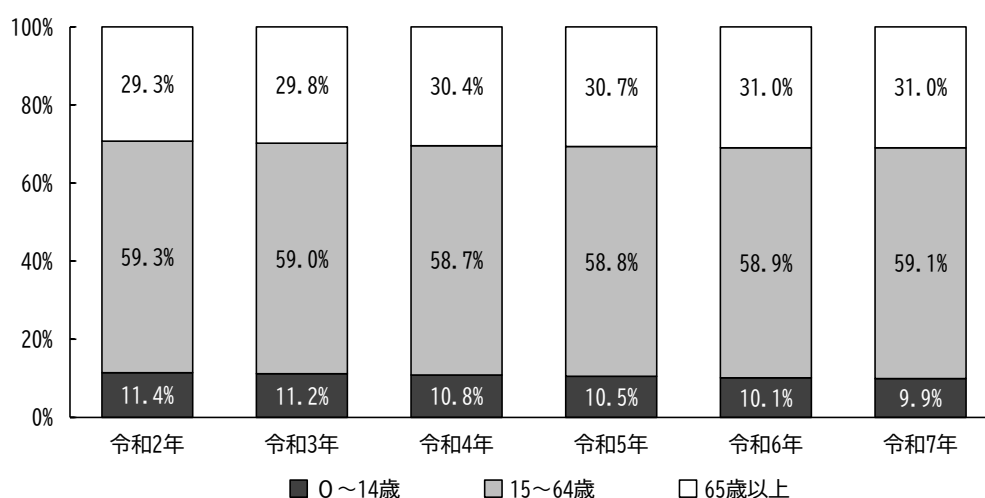
人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少しています。65歳以上の高齢者人口は令和6年まで増加していましたが、令和7年に減少しています。令和7年4月1日における高齢化率※（高齢者人口の割合）は31.0%となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：坂東市（各年4月1日時点）

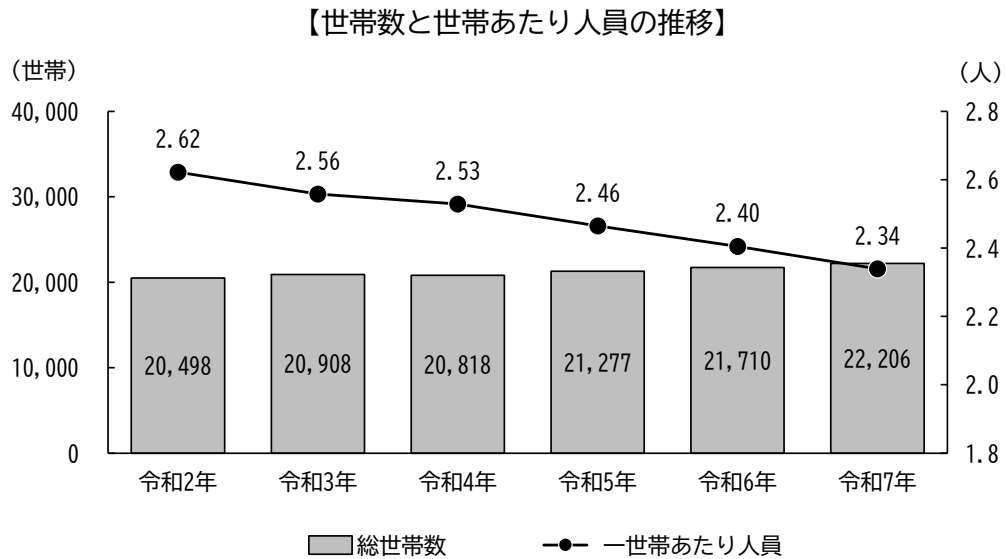
【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：坂東市（各年4月1日時点）

②世帯数の推移

世帯数は年々増加し、令和7年4月1日時点で22,206世帯と、令和2年4月1日から1,708世帯増加しました。その結果、世帯あたり人員は令和7年4月1日時点で2.34人と、令和2年4月1日から0.28人減少しました。



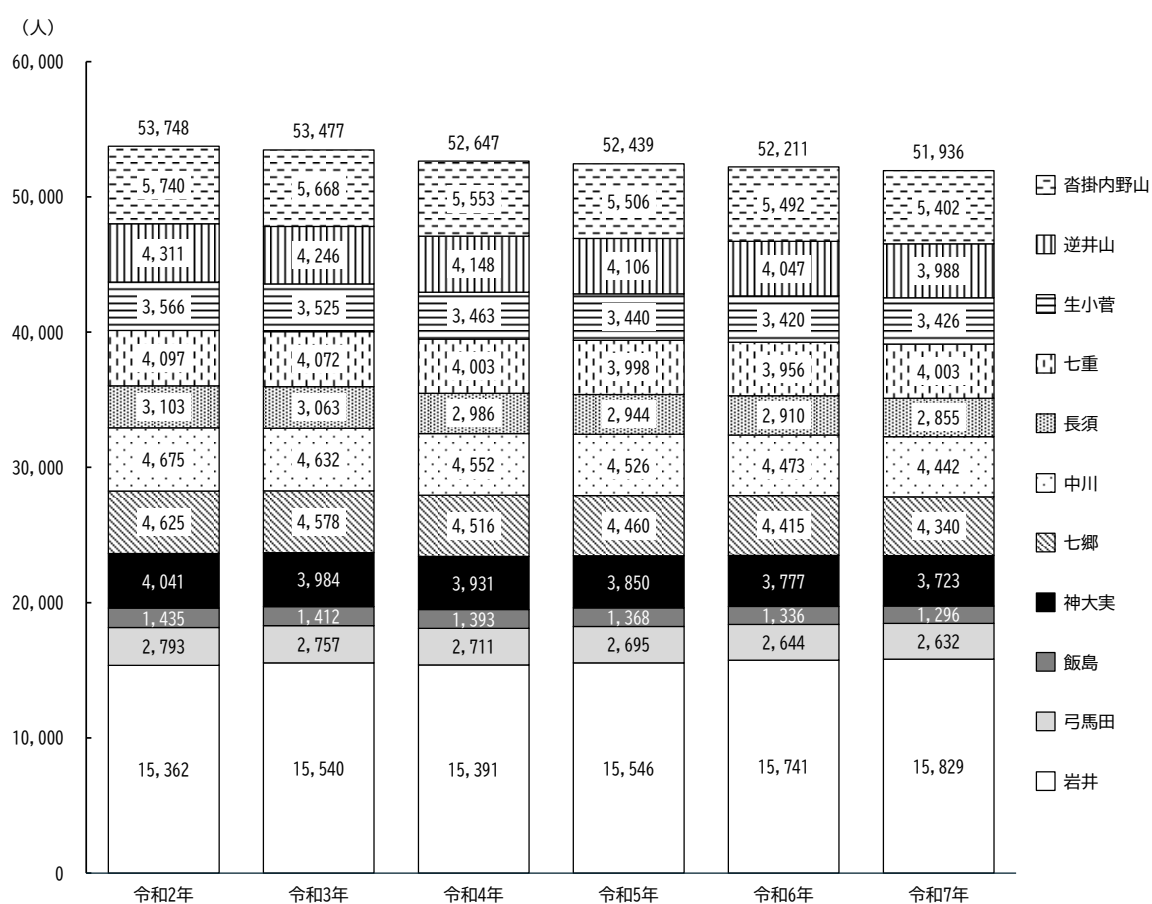
資料：坂東市（各年4月1日時点）

③市内11地区別の人口

市内11地区別の人口をみると、岩井地区が令和7年4月1日時点で15,829人、総人口に占める割合は30.5%と最も多くなっています。

令和2年と令和7年を比較すると、岩井地区で467人増加しており、一方、その他の全ての地区で減少しています。なかでも、沓掛内野山地区（338人減）、逆井山地区（323人減）、神大実地区（318人減）は、300人を超える減少となっています。また、令和2年を100%として減少率が高い地区は、飯島地区（9.7%減）、長須地区（8.0%減）、神大実地区（7.9%減）となっています。

【地区別人口の推移】

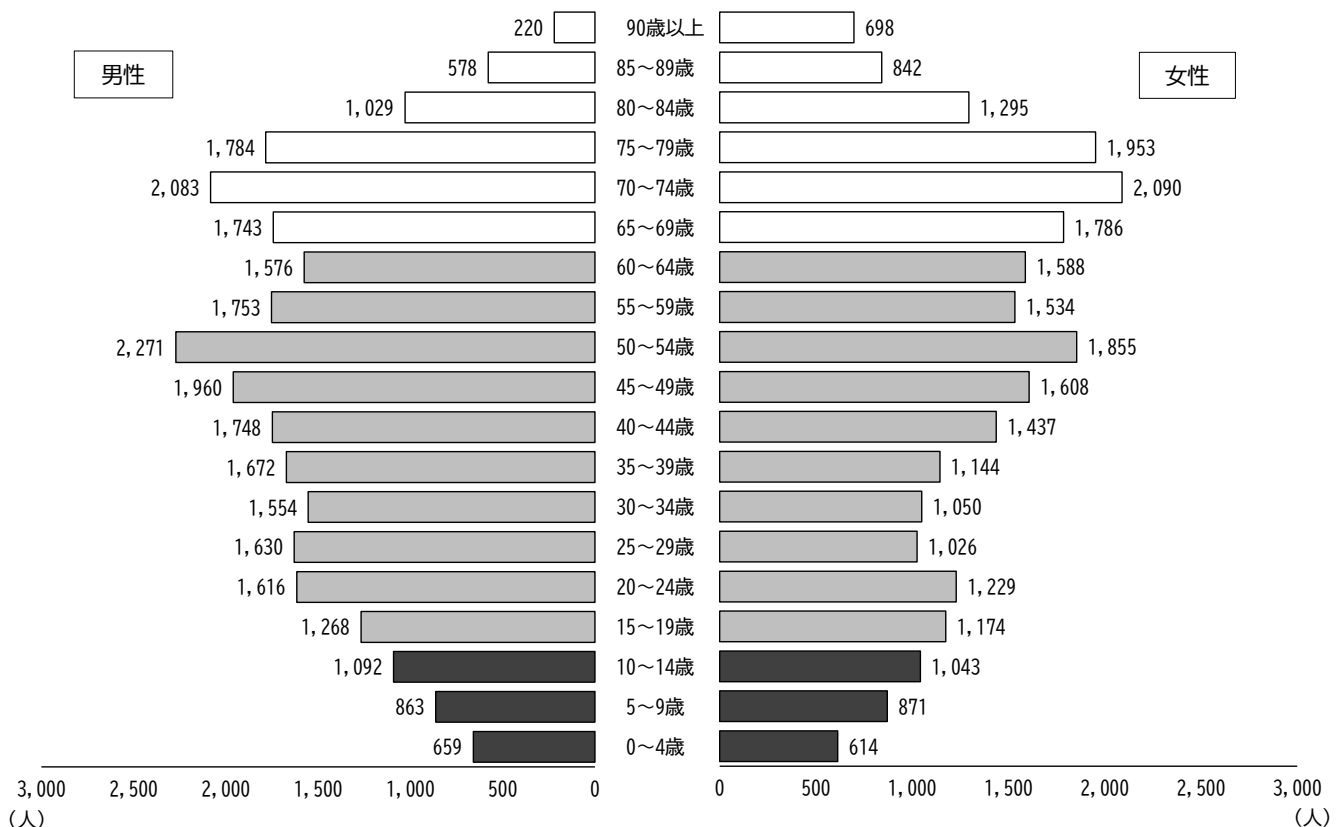


資料：坂東市（各年4月1日時点）

④年齢階級別人口分布（人口ピラミッド）

令和7年4月1日時点の年齢5歳階級別人口分布をみると、男女とも「団塊の世代（第1次ベビーブーム）」にあたる70～74歳の年代をピークにその前後の年代が最も多くなっています。さらに、団塊の世代の子どもたちである「団塊ジュニア（第2次ベビーブーム）」にあたる50～54歳の年代でピークがみられていますが、全体としては年代が若くなるにつれて人口が減少する「少子化」の傾向がみられています。

【年齢階級別人口分布】



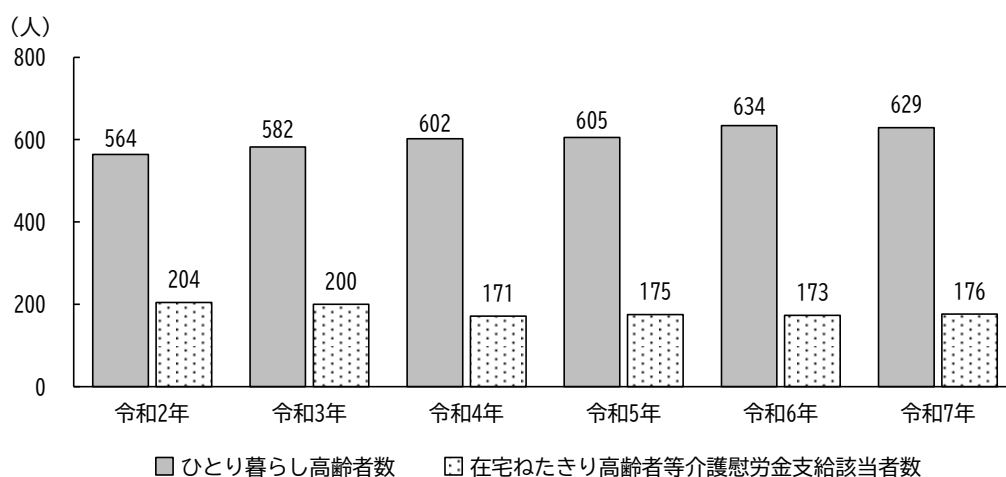
資料：住民基本台帳（令和7年4月1日時点）

(2) 高齢者を取り巻く状況

①高齢者世帯の状況

ひとり暮らし高齢者数は、令和2年から令和6年まで増加し、令和7年に微減して629人となっています。また、在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給該当者（要介護3以上の65歳以上の高齢者を自宅にて常時介護する者）の数は、令和4年以降減少し、170人台で推移しています。

【ひとり暮らし高齢者数と在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給該当者数の推移】

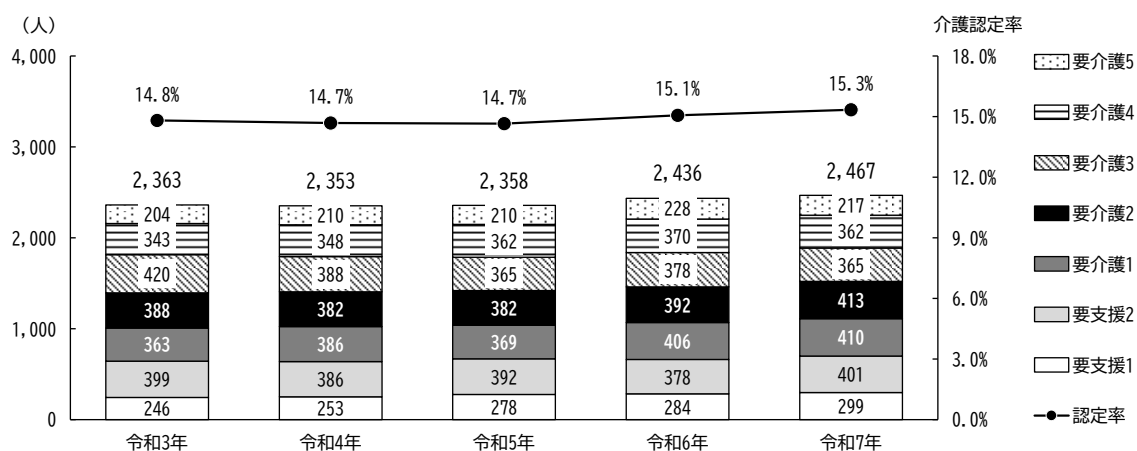


資料：坂東市（各年4月1日時点）

②介護認定の状況

令和7年の介護認定者※の総数は2,467人で、介護度別では要介護2が413人、要介護1が410人と多くなっています。認定者の総数は令和6年以降に増加しています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

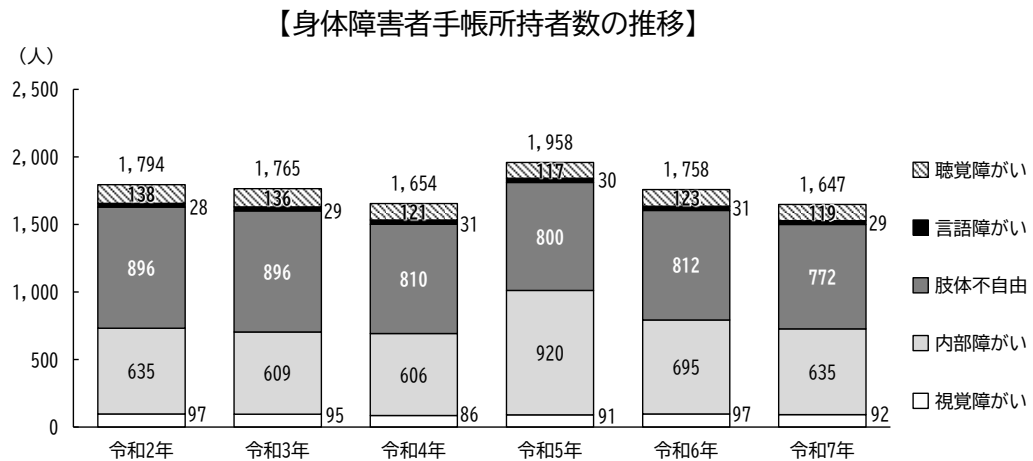


資料：坂東市（各年3月31日時点）

(3) 障がい者を取り巻く状況

①身体障がい※者の状況

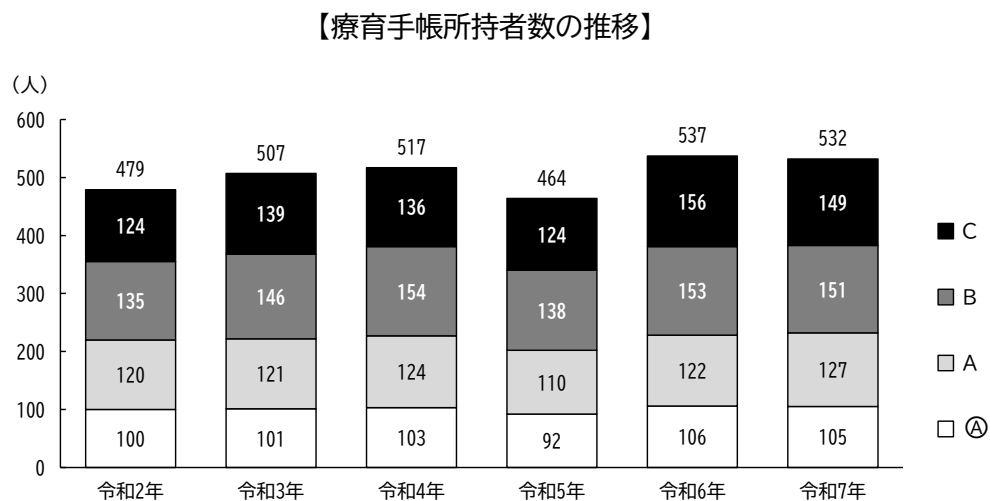
身体障害者手帳所持者数は、単年で増加した令和5年を除くと、約1,700人前後で増減しながら推移しています。障がいの種別では、令和7年4月1日時点で肢体不自由が772人と最も多く、次いで内部障がいが635人となっています。



資料：坂東市（各年4月1日時点）

②知的障がい※者の状況

療育手帳所持者数は、単年で減少した令和5年を除くと、おおむね増加傾向にあり、令和7年4月1日時点では532人となっています。区分別ではBが151人で最も多くなっており、5年間の増加では、53人の増加のうちCが25人、Bが16人を占めています。



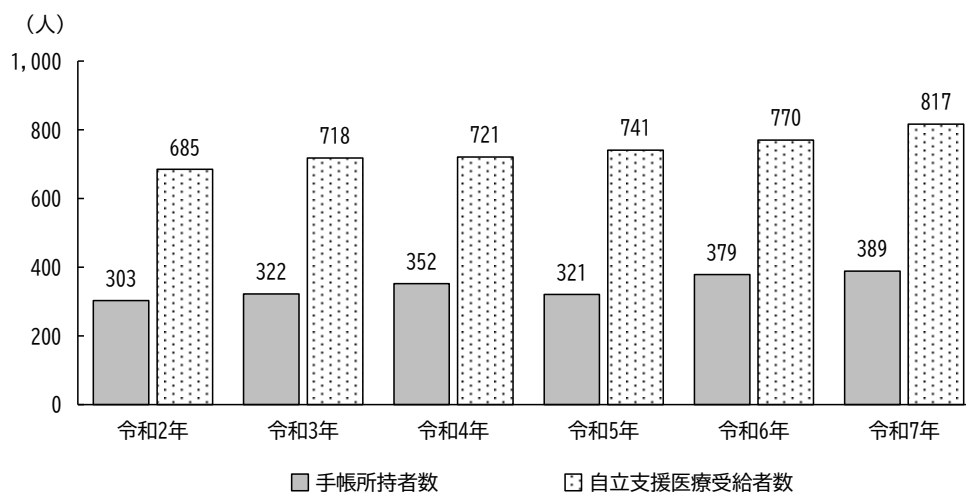
資料：坂東市（各年4月1日時点）

③精神障がい※者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年以降増加傾向にあり、令和7年4月1日時点では389人と、5年間で86人増加しました。

自立支援医療※受給者数も、令和2年以降増加傾向にあり、令和7年4月1日時点で817人と、5年間で132人増加しました。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

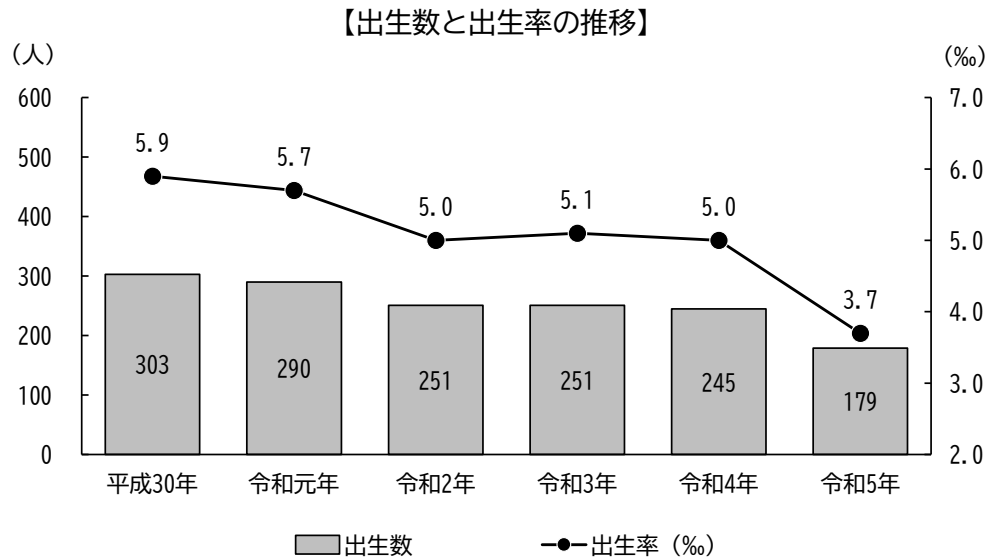


資料：坂東市（各年4月1日時点）

(4) 子どもの状況

① 出生数と出生率の推移

人口ピラミッドに現れた少子化に対応して、市の出生数と出生率（人口千人あたりの出生数で単位は「‰」※）は減少傾向にあり、令和5年の出生数は179人、出生率は3.7‰となっています。



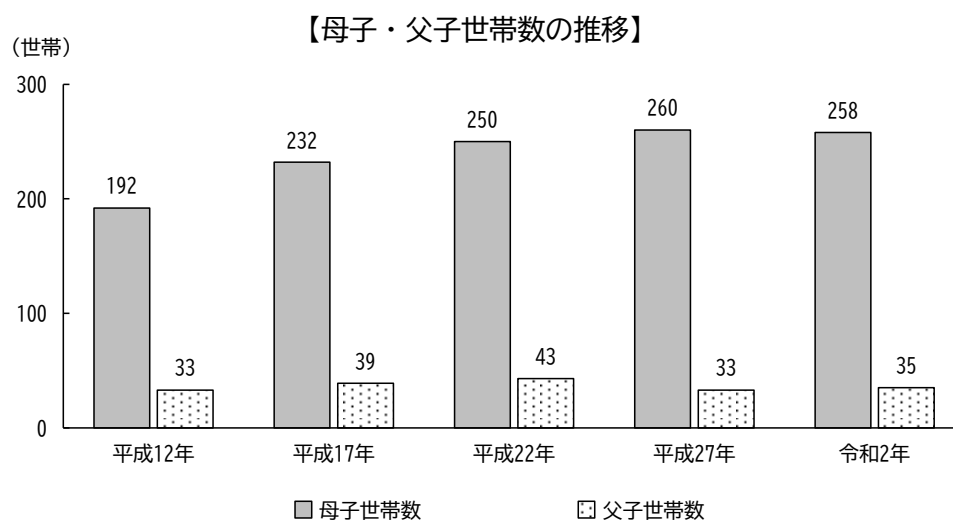
※ ‰：分母を1,000としたときの割合を表す単位。パーミルと読む。
 （参考）分母を100としたときの割合は％（パーセント）。

資料：茨城県人口動態統計（各年1月1日～12月31日までの集計）

(5) 支援が必要な人の状況

①母子・父子世帯の状況

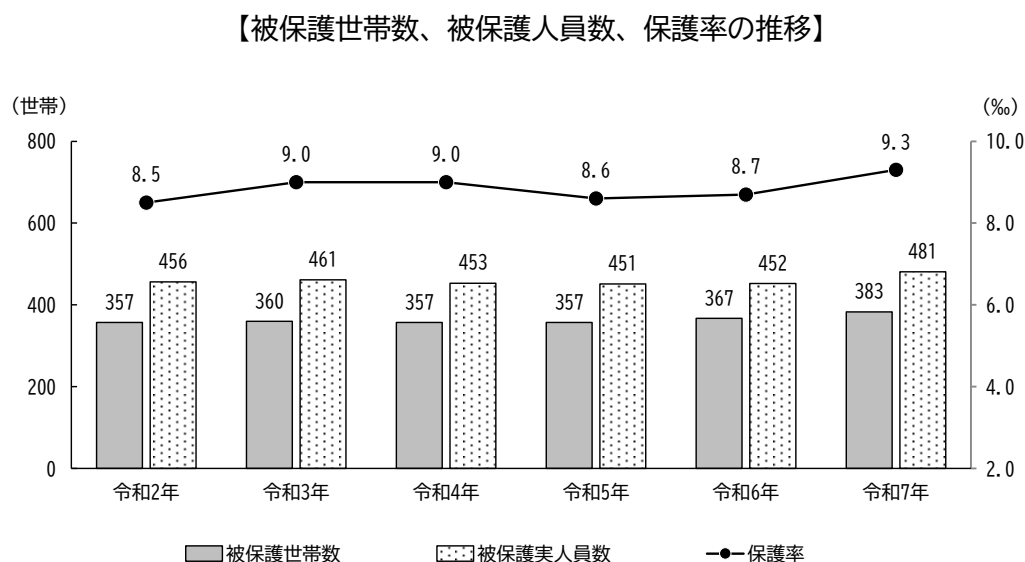
国勢調査における母子世帯数は、平成12年から平成27年まで増加し、令和2年には平成27年とほぼ同等の258世帯となっています。父子世帯数は30～40台で推移しています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

②生活保護の状況

生活保護については、令和2年以降、被保護世帯数、被保護実人員数、保護率とも微増した後、微減していましたが、令和7年に増加しています。



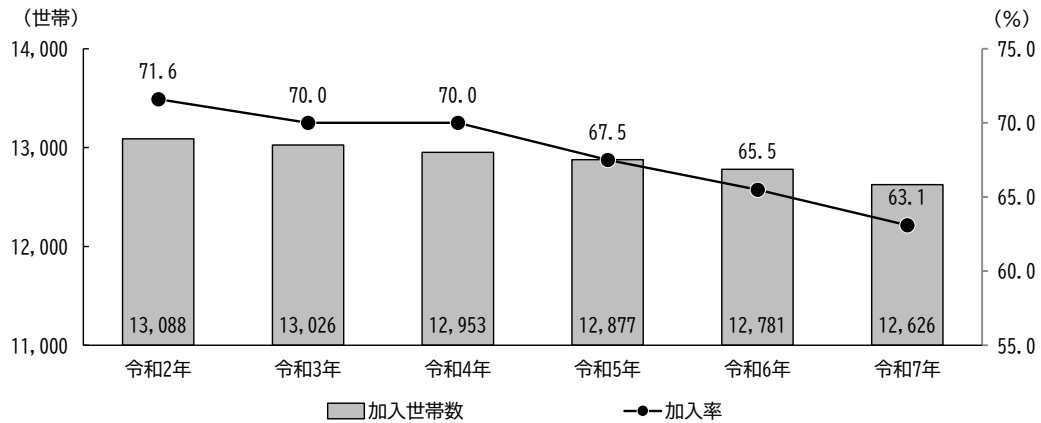
資料：坂東市（各年4月1日時点）

(6) 地域の状況

①行政組織加入世帯数及び加入率の状況

行政組織加入世帯数と加入率は、令和2年以降減少しており、令和7年4月1日時点ではそれぞれ12,626世帯、63.1%となっています。

【行政組織加入世帯数の推移】

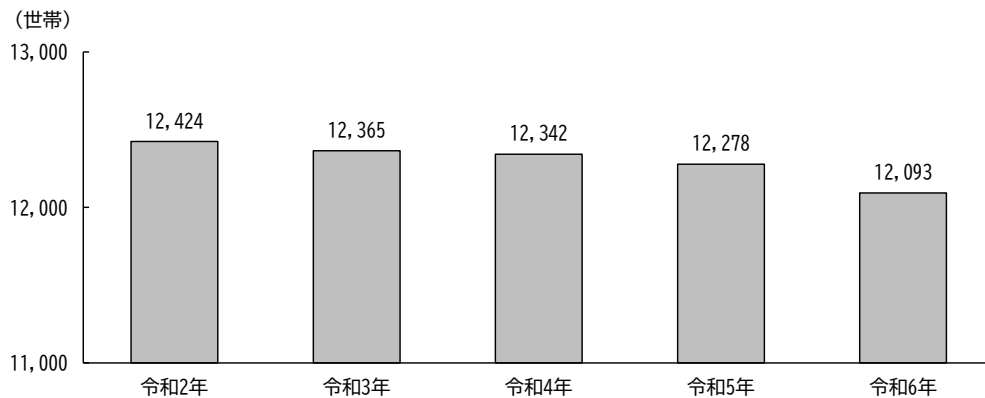


資料：坂東市（各年4月1日時点）

②社会福祉協議会会員の加入状況

市社会福祉協議会の会員加入世帯数は、令和2年以降微減傾向にあります。

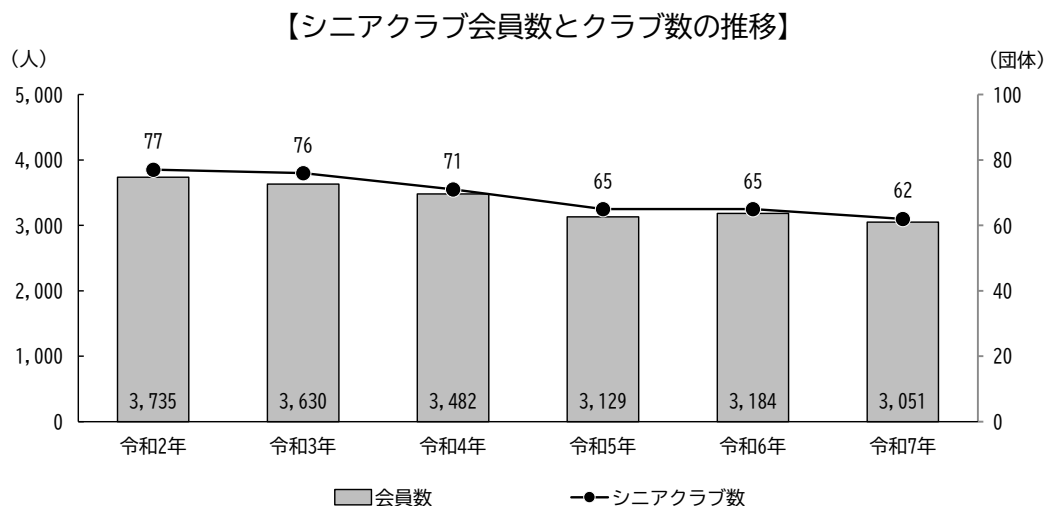
【社会福祉協議会の加入世帯数の推移】



資料：坂東市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

③シニアクラブ会員数とクラブ数の状況

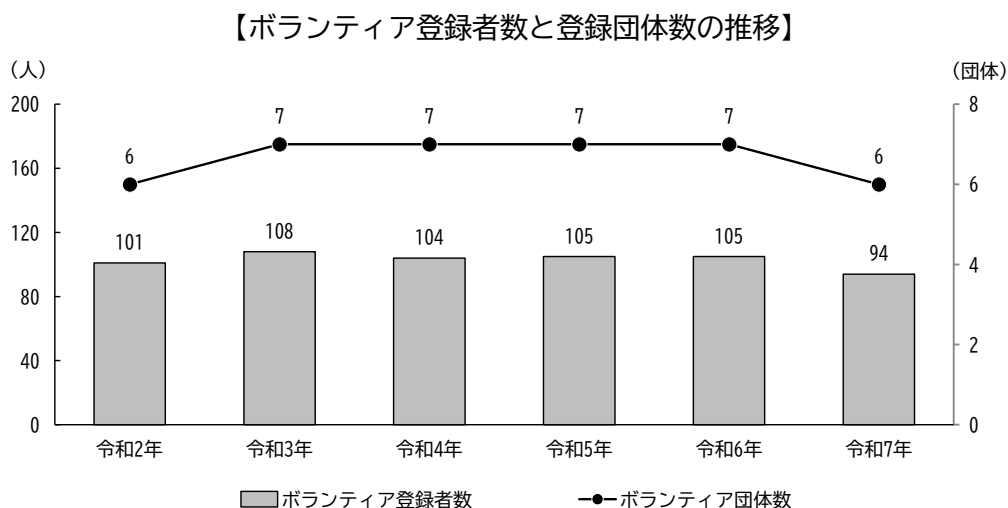
シニアクラブの会員数は、令和2年以降減少傾向にあり、令和7年4月1日時点では3,051人となっています。一方、クラブ数も、令和2年以降減少傾向にあり、令和7年4月1日時点では62団体となっています。



資料：坂東市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

④ボランティア登録者数と登録団体数の状況

ボランティア登録者数は、令和2年から令和6年まで、100人超えで推移しましたが、令和7年に減少し、94人となっています。団体数も令和3年から令和6年まで、7団体で推移しましたが、令和7年に減少し、6団体となっています。



資料：坂東市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

(7) 支部長連絡会及び社会福祉協議会支部の活動状況（令和6年度）

①支部長連絡会（第1層協議体※）

事業名	内 容	備 考
坂東市災害ボランティア研修	① 「災害ボランティアセンターについて」 説明者：坂東市社会福祉協議会職員 ② 「災害ボランティアセンターを通じた地域のつながり」 講師：災害ボランティア活動支援 プロジェクト会議 委員 茨城県社会福祉協議会防災活動 アドバイザー 曹洞宗 高雲寺 住職 米沢 智秀 氏	出席者 30 人
第1回支部長連絡会	①令和5年度事業報告について ②令和5年度収入支出決算について ③令和6年度事業計画について ④令和6年度収入支出予算について ⑤役員の選任について	出席者 16 人
第2回支部長連絡会	①令和6年度各支部の事業について ②令和6年度きずな声かけ事業について ③第13回視察一泊研修会について	出席者 17 人
坂東市社会福祉大会	支部関係者の参加協力	出席者 46 人
坂東市災害ボランティアセンター運営訓練	支部関係者の参加協力	出席者 7 人
支部長連絡会視察一泊研修	視察先：群馬県伊勢崎市役所 市民部国際課 多文化共生係	出席者 16 人

「支部長連絡会」
▼第1層協議体「第1層協議体」
「地区懇談会ワークショップ」
▼東中学校区「視察研修」
▼多文化共生について（伊勢崎市役所）「第1層協議体」
「災害ボランティアセンター運営訓練」
▼運営訓練

②各支部活動状況（第2層協議体※）

【岩井第一支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	シニアグラウンド・ゴルフ大会	グラウンド・ゴルフ※大会	参加者 24 人
	福祉交流会	①市民健康体操 ②スペシャルマジックショー	参加者 110 人
共通事業	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 92 人
	ふれあいサロン		
	・いきいきサロン大山の会	第2・4木曜日に開催	
	・藤田プラチナサロン	第2・4土曜日に開催	
	・ふれあいサロン鶴戸	第2・4土曜日に開催	

【独自事業】

「シニアグラウンド・ゴルフ大会」
▼シニアグラウンド・ゴルフ大会



【独自事業・任意事業】

「福祉交流会」
▼市民健康体操



【独自事業】

「福祉交流会」
▼スペシャルマジックショー



【独自事業】

「福祉交流会」
▼スペシャルマジックショー



【岩井第二支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	グラウンド・ゴルフ大会	高齢者等を対象とした大会	参加者 58 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 101 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 102 人
	ふれあいサロン		
	・ 桃山団地健康体操	第1・3水曜日に開催	
	・ 新町シニアクラブ	第2・4水曜日に開催	
	・ かきの実	第1・3月曜日に開催	

【独自事業】

「グラウンド・ゴルフ大会」

▼グラウンド・ゴルフ大会



【独自事業】

「グラウンド・ゴルフ大会」

▼表彰式・赤い羽根共同募金



【ふれあいサロン】

「新町シニアクラブ」

▼食事会



【ふれあいサロン】

「桃山団地健康体操」

▼スクエアステップ※



【弓馬田支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	ゆまたわくわく交流会	小学校児童と地域のシニアクラブ・ふれあいサロン・福祉推進員※による交流会	参加者 73 人
	ゆまたふれあい健康教室	福祉推進員・シニアクラブ・ふれあいサロン関係者を対象に認知症※サポーター養成講座を実施	参加者 28 人
	新入学児童祝品贈呈事業	入学児童への祝品の贈呈	対象者 11 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 36 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 35 人
	第3回きずな声かけ事業		対象者 35 人
	ふれあいサロン		
	・サンサンクラブ	月1回開催	
	・ふれあい会	月1回開催	
	・たんぽぽ会	月1回開催	

【独自事業】

「ゆまたわくわく交流会」

▼ニュースポーツ体験を通じての交流会



【独自事業】

「ゆまたふれあい健康教室」

▼認知症サポーター養成講座



【任意事業】

「新入学児童祝品贈呈事業」

▼入学式にて支部長よりタブレットケースを贈呈



【ふれあいサロン】

「サンサンクラブ・ふれあい会・たんぽぽ」

▼ゆまたわくわく交流会にて児童との交流



【飯島支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	飯島の夏まつり	三世代輪投げ大会	参加者 200 人
	令和6年度飯島地区防災会議	各地区で開催してきた避難訓練の総括、関係機関との意見交換	参加者 23 人
共通事業	第1回さすな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 58 人
	第2回さすな声かけ事業		対象者 54 人
	ふれあいサロン		
	・飯島ふれあいサロン	・庄右衛門新田サロン・随時開催	
		・立川サロン・随時開催	
		・神田山新田サロン・随時開催	
		・平八新田サロン・随時開催	
		・勘助新田サロン・随時開催	
	・猫実新田サロン	奇数月第3日曜日に開催	

【独自事業】

「飯島地区防災会議」

▼飯島地区で発生した災害の歴史について



【独自事業】

「飯島の夏まつり」※分館共催事業

▼三世代輪投げ大会



【ふれあいサロン】

「飯島ふれあいサロン」

▼スクエアステップ



【ふれあいサロン】

「猫実新田サロン」

▼認知症サポーター養成講座



【神大実支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	健康講座	フレイル※予防講話・足指力測定・スクエアステップ	参加者 44 人
	新入学児童 入学祝い品贈呈事業	新入学児童へ国語辞書贈呈	贈呈者 21 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	ひとり暮らし高齢者へ配布	対象者 41 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 39 人
	ふれあいサロン		
	・あじさい会	第2・4火曜日に開催	
	・仲良会	第1～4金曜日に開催	
	・下神田山さくらクラブ	第1・3火曜日に開催	

【独自事業】

「健康講座」

▼健康づくり推進課による講話



【独自事業】

「新入学児童入学祝い品贈呈事業」

▼入学式において支部長より辞書を贈呈



【ふれあいサロン】

「あじさい会」

▼いきいきヘルス体操※



【ふれあいサロン】

「下神田山さくらクラブ」

▼スクエアステップ



【七郷支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	オール七郷歩こう会・芸能大会	地域の世代交流と体力向上、健康増進を目的としたウォーキング	参加者 300 人
	輪なげ大会	輪なげや坂東体操など	参加者 153 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動 要援護者への慰問・粗品提供	対象者 90 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 88 人
	ふれあいサロン		
	・中矢作シニアクラブ	第2・4木曜日に開催	
	・グリーンランドいきいきサロン	第1火曜日に開催	
	・より道会	第1木曜日・第3月曜日に開催	
	・大谷口公民館体操教室	第2・4月曜日に開催	
	・駄弁りの会	第2水曜日・第4木曜日に開催	
	・ふれあいサロン七郷	第3木曜日に開催	
	・上矢作元気クラブ	第1・2・4火曜日に開催	
	・大崎シニアクラブ	第1木曜日・第3土曜日に開催	

【独自事業】

「オール七郷歩こう会・芸能大会」(分館合同)

▼歩こう会の様子(七郷コミセン～営生沼)



【独自事業】

「輪なげ大会」(分館合同)

▼小さなお子さんからお年寄りまで参加



【ふれあいサロン】

「大崎シニアクラブ」

▼スクエアステップ体操を楽しむ様子



【ふれあいサロン】

「より道会」

▼お食事会を楽しむ様子



【中川支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	中川分館・支部事業 ＜中川絆フェスティバル＞	歩こう会、芸能大会、各種ゲームなど	参加者 380 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜長谷2地区＞	開催なし	—
	三世代中川ふれあい交流会 ＜長谷3地区＞	健康体操、食事会	参加者 35 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜長谷4区＞	ちぎりアート、ゲーム、食事会	参加者 28 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜長谷5地区＞	ビンゴ、輪投げ、じゃんけんリレー、食事会	参加者 36 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜桐木地区＞	開催なし	—
	三世代中川ふれあい交流会 ＜小山上地区＞	開催なし	—
	三世代中川ふれあい交流会 ＜小山中地区＞	健康体操、輪投げ、食事会、ゲーム	参加者 37 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜小山下地区＞	健康体操、輪投げ、紙芝居、食事会	参加者 47 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜蕨打地区＞	健康体操、紙芝居、ゲーム、輪投げ、食事会	参加者 42 人
	三世代中川ふれあい交流会 ＜東信団地地区＞	輪投げ、ビンゴ、健康体操	参加者 43 人
	プレゼント贈呈(中川小)	児童にクオカードを贈呈	贈呈者 132 人
	きずな声かけ事業(12月)	独居高齢者等へ友愛訪問活動	贈呈者 58 人
共通事業	ふれあいサロン		
	・小山上区健康体操同好会	第2土曜日に開催	
	・蕨打プラチナクラブ	第2・4月曜日に開催	
	・東信クラブ体操教室	毎月第2日曜日・第3土曜日に開催	

【独自事業】
「中川絆フェスティバル」(分館・支部事業)
▼スクエアステップ



【ふれあいサロン】
「蕨打プラチナクラブ」(蕨打地区)
▼健康体操



【独自事業】
「三世代中川ふれあい交流会」(長谷4区)
▼ちぎり絵アート



【独自事業】
「三世代中川ふれあい交流会」(長谷5区)
▼レクリエーション



【長須支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	坂東市防災訓練	長須地域住民他	参加者約 300 人
	長須1部健康教室	中止	—
	長須2部健康教室	中止	—
	長須3部健康教室	シルバーリハビリ体操 スクエアステップ 認知症サポーター養成講座	参加者 25 人
	長須4部健康教室	中止	—
	第1回ママ友のつどい	ふれあい遊び	参加者 4 組
	第2回ママ友のつどい	足形アート	参加者 5 組
	第3回ママ友のつどい	親子ヨガ	参加者 2 組
	第4回ママ友のつどい	ふれあい遊び	参加者 4 組
	第5回ママ友のつどい	足形アート	参加者 6 組
	第6回ママ友のつどい	足形アート	参加者 3 組
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 30 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 30 人
	ふれあいサロン ・3部なごみ会	毎月第2土曜日に開催	

【独自事業】

「健康教室」

▼シルバーリハビリ体操



【独自事業】

「健康教室」

▼認知症サポーター養成講座



【独自事業】

「ママ友のつどい」

▼ふれあい遊び



【ふれあいサロン】

「3部なごみ会」

▼スクエアステップ



【七重支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	お楽しみ会・地域交流事業	芸能発表・防災講話・坂東体操・境警察署講話	参加者 322 人
	第3 2 回七重地区歩く会	さしま少年自然の家～寺久地区 4. 1 km	参加者 50 人
共通事業	第1 回さずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 64 人
	第2 回さずな声かけ事業		対象者 64 人
	第3 回さずな声かけ事業		対象者 64 人
	第4 回さずな声かけ事業		対象者 58 人
	ふれあいサロン		
	・寺久健幸づくりの会	第1 日曜日・第1 木曜日・第4 水曜日に開催	
	・富田さくら会	第1 木曜日に開催	
	・駒跣ひまわり会	第1 金曜日に開催	
	・三朋会	第1 金曜日に開催	
	・えがおサロンかりやど	第2 月曜日に開催	
	・上出島すみれサロン会	第3 土曜日に開催	

【独自事業】

「お楽しみ会・地域交流事業」

▼寺久八木節保存会



【独自事業】

「第3 2 回七重地区歩く会」

▼実施中のみなさん



【独自事業】

「お楽しみ会・地域交流事業」

▼TB Girls (ダンス)



【ふれあいサロン】

「えがおサロンかりやど」

▼認知症ミニ講座



【生子菅支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	賢い消費者になるための講座・認知症ミニ講座・スクエアステップ体操	詐欺被害予防講座、認知症についての学び、スクエアステップ体操	参加者 50 人
	あたたかい贈り物事業	独居高齢者慰問・粗品提供	対象者 43 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 49 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 49 人
	ふれあいサロン		
	・北生子シニアふれあいサロン ・コスモス体操教室	第2・第4火曜日に開催 第2・第4水曜日に開催	

【独自事業】

「賢い消費者になるための講座・認知症ミニ講座・スクエアステップ体操」

▼詐欺被害予防講座



【独自事業】

「賢い消費者になるための講座・認知症ミニ講座・スクエアステップ体操」

▼認知症についての学び



【独自事業】

「賢い消費者になるための講座・認知症ミニ講座・スクエアステップ体操」

▼スクエアステップ



【ふれあいサロン】

「北生子シニアふれあいサロン」

▼参加者のみなさん



【逆井山支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	桜ウォーク	ウォーキングで地域の交流と健康づくり	参加者 108 人
	逆井山地区防災避難訓練	住民体験型防災避難訓練	参加者 303 人
共通事業	第1回さすな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 33 人
	第2回さすな声かけ事業		対象者 34 人
	第3回さすな声かけ事業		対象者 34 人
	ふれあいサロン		
	・あやめ会	第4月曜日に開催	
	・西坪ふれあいサロン	第2火曜日に開催	
	・沼の田活きいきクラブ	第3金曜日に開催	
	・井岡ひまわりの会	第4火曜日に開催	
	・砂崎ふれあいサロン	第3土曜日・毎月最終日曜日に開催	
	・山西仲良し会	毎週火曜日・土曜日に開催	
	・前原サロン友・友	第3木曜日に開催	
	・上新田よつ輪会	第3金曜日に開催	

【独自事業】

「桜ウォーク」(分館・支部共催事業)

▼逆井山小学校



【独自事業】

「防災避難訓練」(分館・支部共催事業)

▼はしご車体験



【ふれあいサロン】

「西坪ふれあいサロン」

▼スクエアステップ



【ふれあいサロン】

「沼の田活きいきクラブ」

▼モミモミ体操



【沓掛支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	沓掛地区グラウンド・ゴルフ大会	グラウンド・ゴルフ大会	参加者 18 人
	沓掛地区交流会「輪なげ大会」	輪なげ大会、介護予防体操	参加者 38 人
	ひなまつりお楽しみコンサート	ピアノ、ヴァイオリン等演奏	参加者 149 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 65 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 63 人
	ふれあいサロン		
	・沓掛サロン	第2火曜日に開催	
	・西村南ふれあいサロン	第1水曜日に開催	
	・西村東親和会	第3水曜日に開催	

【独自事業】

「沓掛地区交流会（輪なげ大会）」

▼輪なげ大会



【独自事業】

「グラウンド・ゴルフ大会」（沓掛分館共催事業）

▼グラウンド・ゴルフ大会



【ふれあいサロン】

「沓掛サロン」

▼ハーモニカ演奏（鑑賞）



【独自事業】

「ひなまつりコンサート」（沓掛分館共催事業）

▼ピアノ演奏（春の曲など）



【内野山支部】

事業分類	事業名	内 容	備 考
独自事業	内野山健康の集い	市民健康体操、シルバーリハビリ体操 スクエアステップ、民謡民舞 境警察署による講話	参加者 65 人
	入学祝品贈呈事業	入学児童へのプレゼント	対象者 6 人
共通事業	第1回きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 34 人
	第2回きずな声かけ事業		対象者 33 人
	ふれあいサロン ・サロン塚越	年6回開催	

【独自事業】

「内野山健康の集い」

▼民謡民舞



【独自事業】

「内野山健康の集い」

▼体操



【独自事業】

「入学祝品贈呈事業」

▼支部長から入学児童へ図書カードを贈呈



【ふれあいサロン】

「内野山支部ふれあいサロン」

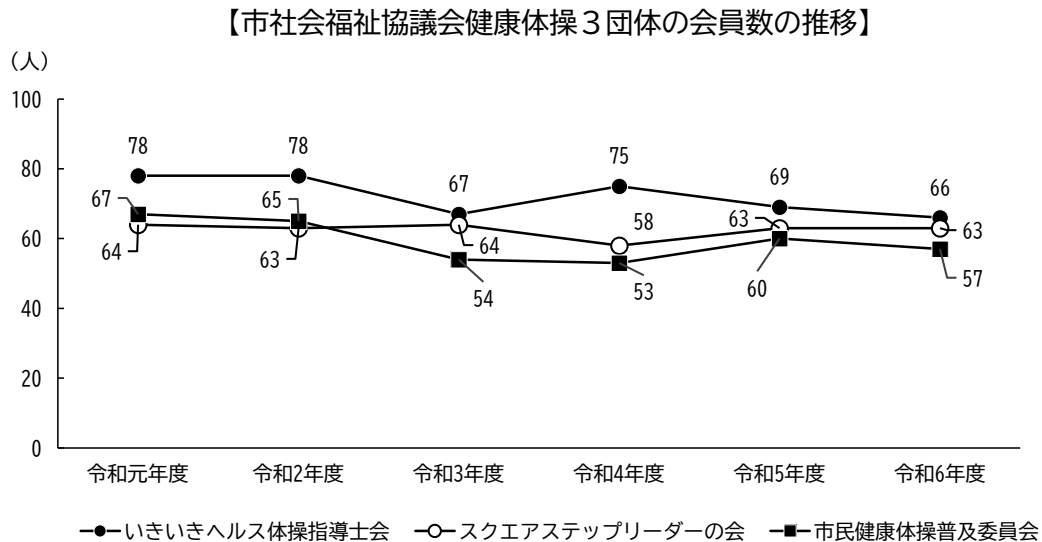
▼サロン塚越



(8) 介護予防活動の状況

①健康づくり体操

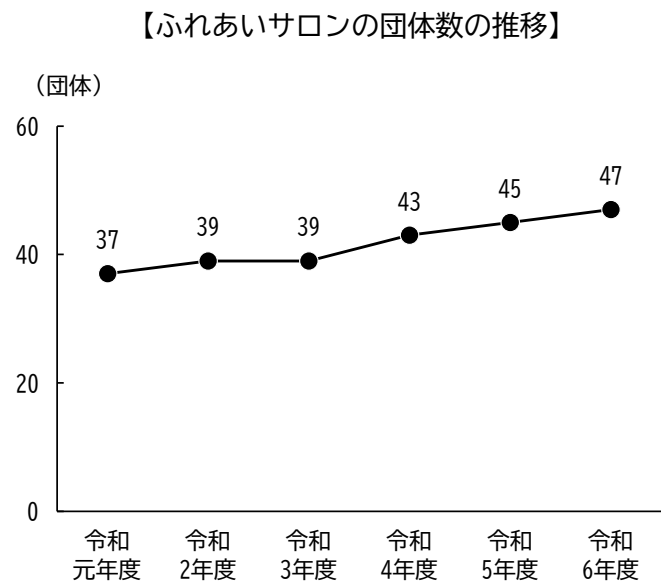
健康増進及び介護予防を目的として組織され、各種体操の啓発・普及活動を実施している健康体操3団体（いきいきヘルス体操指導士会、スクエアステップリーダーの会、市民健康体操普及委員会）の令和6年度の会員数は、それぞれ66人、63人、57人となっています。令和元年度と比較すると、それぞれわずかに減少しています。



資料：坂東市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

②ふれあいサロン

身近な行政区を単位としたふれあいサロンを推進しています。地域住民の孤立感の解消及び介護予防、健康の維持向上を目指し、地域住民が協力し、居場所づくり、仲間づくり、健康づくりをする活動の場であるふれあいサロンの団体数は、令和6年度に47団体となっており、令和元年度と比較すると増加しています。



資料：坂東市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

2. 第3次坂東市地域福祉活動計画の推進状況

第3次坂東市地域福祉活動計画において設定した数値目標と各取組の進捗状況について、次のように5段階評価を行いました。

優良。現状維持が適切	良好。さらに推進	一部の相違工夫が必要	大幅な事業の改善が必要	事業の見直しが必要
◎	○	△	×	—

(1) 数値目標の状況

6項目のうち、5項目は順調に進んでいます。△となった「4. 日常生活自立支援事業※と成年後見制度※の連携、推進」については、今後、日常生活自立支援事業と成年後見制度の適切な役割のあり方を地域で話し合い、共通理解を持つ等、対策を強化していくことが必要です。

事業名	1. 地域福祉ネットワーク事業※（生活支援体制整備事業）の推進						評価結果
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
目標値		1層協議体 年1回開催	1層協議体 年2回開催	1層協議体 年2回開催	1層協議体 年2回開催	1層協議体 年2回開催	◎
			2層協議体 年1回開催	2層協議体 年2回開催	2層協議体 年3回開催	2層協議体 年3回開催	
実績数		1層協議体	1層協議体 年3回開催	1層協議体 年3回開催	1層協議体 年2回開催	1層協議体 年2回開催	
			2層協議体 年13回開催	2層協議体 年13回開催	2層協議体 年13回開催	2層協議体 年13回開催	

事業名	2. ふれあいサロン事業の発展強化						評価結果
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
目標値	登録団体 41	登録団体 41	登録団体 44	登録団体 46	登録団体 48	登録団体 50	○
実績数	39	39	43	45	47	48	

事業名	3. 災害ボランティアセンターとボランティア育成の推進						評価結果
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
目標値		研修会登録者 40人	研修会登録者 45人	運営訓練登録者 50人	研修会登録者 55人	研修会登録者 60人	◎
実績数	登録者 55人	登録者 57人	登録者 58人	登録者 59人	運営訓練 登録者 80人	運営訓練 登録者 90人	

事業名	4. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、推進						評価結果
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
目標値		成年後見制度の連携推進については、行政との調整が必須な状況であるため、対応できる環境を整えていく。					△
実績数		成年後見制度と日常生活自立支援事業との適切な役割分担を明確にし、相互に協力、連携することが必要であるが、目標達成には至っていない。					

事業名	5. 生活困窮者の支援						評価結果
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
目標値		生活困窮者支援については、関係する事業の融合化により相乗効果が発揮できるよう計画的推進を図る。					◎
実績数		新型コロナウイルス特例貸付や小口貸付などは、生活状況などを具体的な聞き取りや償還計画など生活に金銭的な不安を伴う相談者に対して、それぞれの課題に応じ、寄り添った支援を行うことができた。					

事業名	6. 認知症及びフレイル予防対策						評価結果
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
目標値	—	準備計画	1回/3ヵ月 参加10人	1回/2ヵ月 参加12人	1回/1ヵ月 参加14人	2回/1ヵ月 参加16人	◎
実績数	—	準備計画	1回/1年 参加22人	1回/1年 参加21人	1回/1年 参加28人	1回/1年 参加30人	

(2) 個別の取組の進捗状況

取組の大部分は順調に進んでいます。個別の△以下の取組については、それぞれ課題を記載しました。

■計画全体の取組の進行状況

	◎	○	△	×	—	合計
取組数	3	88	5	0	0	96
割合	3.1%	91.7%	5.2%	0%	0%	100%

■基本目標Ⅰ ひとづくり

	目 標	◎	○	△	×	—
1	地域福祉に関する情報提供と啓発	1	8	0	0	0
2	福祉教育・講座の充実・促進	1	7	0	0	0
3	ボランティア活動・災害時支援の連携体制の強化	0	5	2	0	0
	合計	2	20	2	0	0

- ・傾聴ボランティア団体の育成について、今後、情報発信を強化し、活動の場が広がるよう推進することが必要です。
- ・在宅福祉サービスセンター事業（日常生活サポート事業）について、担い手の確保に加え、啓発活動を強化していくことが必要です。

■基本目標Ⅱ 地域づくり

	目 標	◎	○	△	×	—
1	交流機会の確保・拡大	0	5	1	0	0
2	関係機関・団体への支援	0	13	0	0	0
3	健康づくり・生きがいづくり活動の促進	0	10	0	0	0
	地域福祉ネットワーク事業の推進	0	3	0	0	0
	合計	0	31	1	0	0

- ・多様な交流の場づくりについて、今後、活動を強化していくことが必要です。

■基本目標Ⅲ しくみの充実

	目 標	◎	○	△	×	—
1	相談体制や援護活動等の充実	0	13	0	0	0
2	要援護者への支援や見守り活動等の推進	0	8	1	0	0
3	連携体制の強化	0	2	0	0	0
	合計	0	23	1	0	0

・権利擁護※活動の推進について、今後、活動を強化していく必要があります。

■基本目標Ⅳ 基盤の強化

	目 標	◎	○	△	×	—
1	組織体制の充実	0	5	0	0	0
2	経営基盤の安定化	0	8	0	0	0
3	職員の資質向上	1	1	1	0	0
	合計	1	14	1	0	0

・社会福祉協議会役員、委員等研修会について、今後、活動を強化していく必要があります。

3. アンケート調査結果にみえる市民意識

令和7年に実施された「坂東市の地域福祉に関するアンケート調査」結果の中から、ポイントとなるものを抜粋して示します。

(1) 調査の概要

■調査期間

令和7年2月3日（月）～令和7年3月7日（金）

■調査対象

18歳以上の市民

■調査方法

直接配布・後日回収によるアンケート調査

■配布数・回収数

配布数	回収数	回収率
870件	788件	90.6%

【結果の見方について】

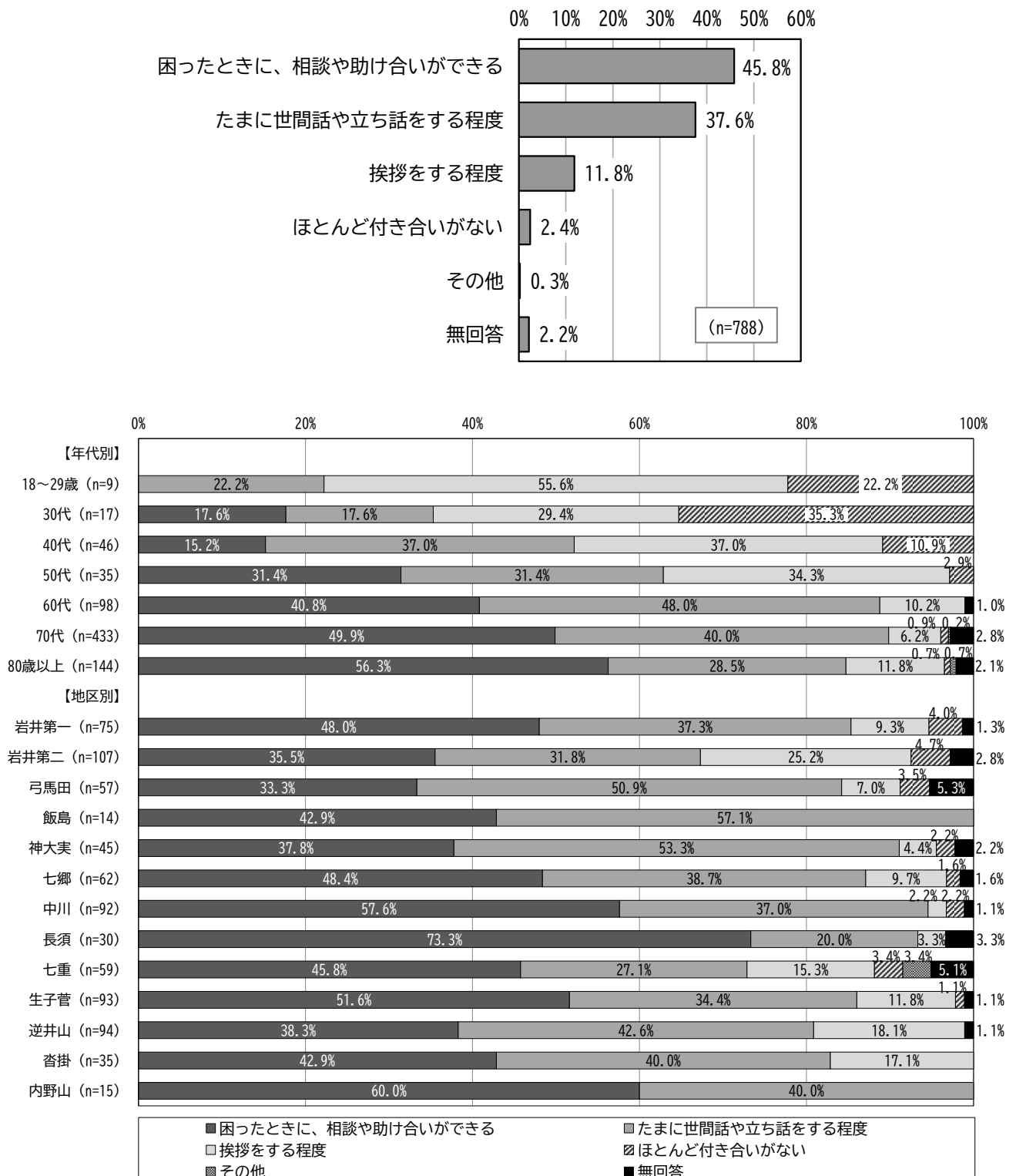
- ・比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。したがって、合計が100.0%を上下する場合があります。複数回答については、合計が通常100%を超えます。
- ・図表中の「n＝〇〇」とは、集計対象者総数（又は分類別の該当対象者数）を示しています。

(2) 主な調査結果

■ご近所との付き合い（〇は一つだけ）

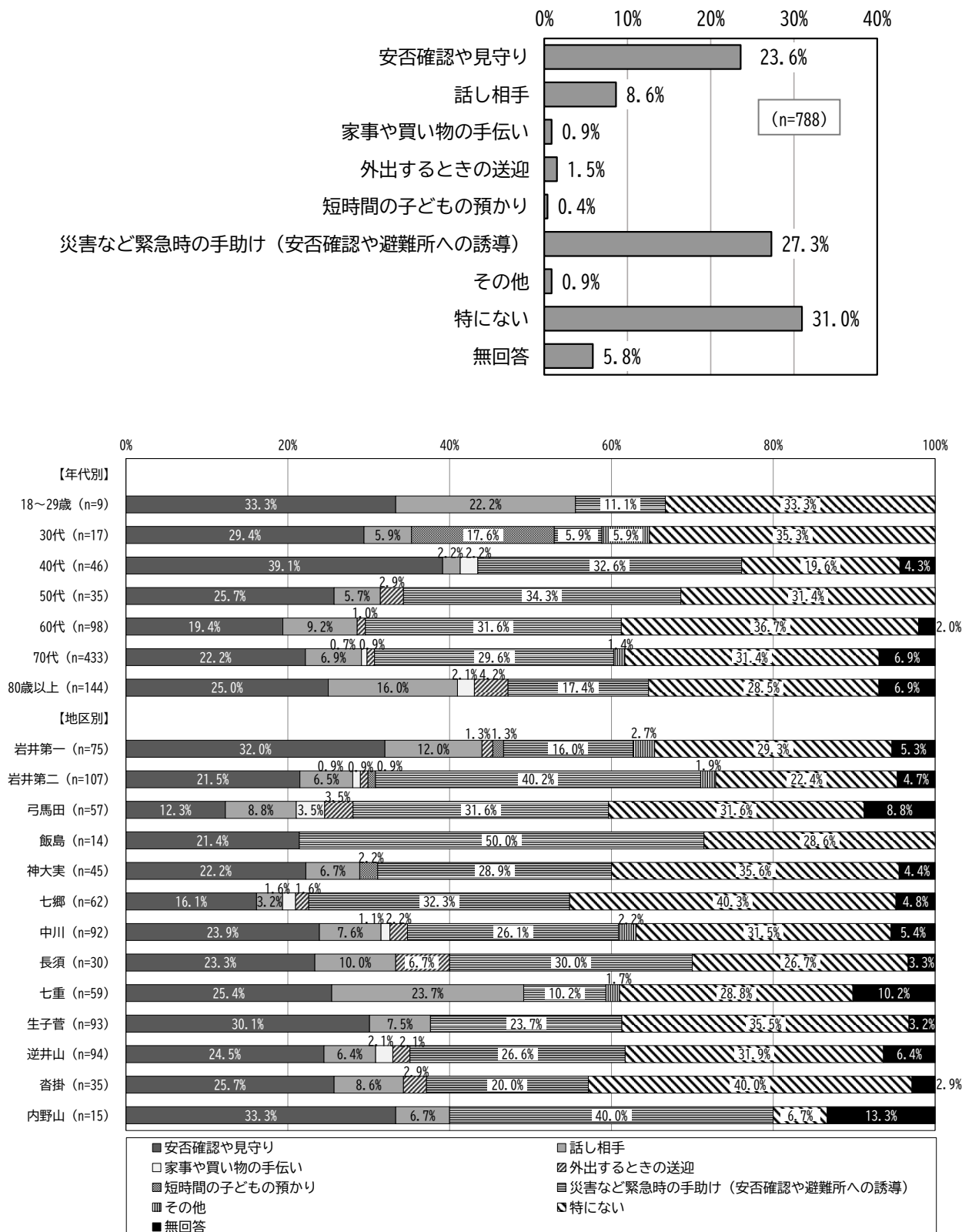
ご近所とのお付き合いの程度については、「困ったときに、相談や助け合いができる」が45.8%と最も多く、次いで「たまに世間話や立ち話をする程度」が37.6%となっています。

年代別にみると、40代以下で「ほとんど付き合いがない」が多くなっています。



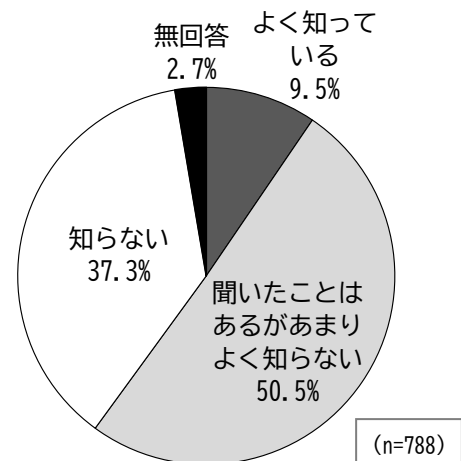
■地域の人にしてほしいこと（〇は一つだけ）

地域の人にしてほしいことについては、「特にない」が31.0%と最も多く、次いで、「災害など緊急時の手助け（安否確認や避難所への誘導）」が27.3%、「安否確認や見守り」が23.6%となっています。



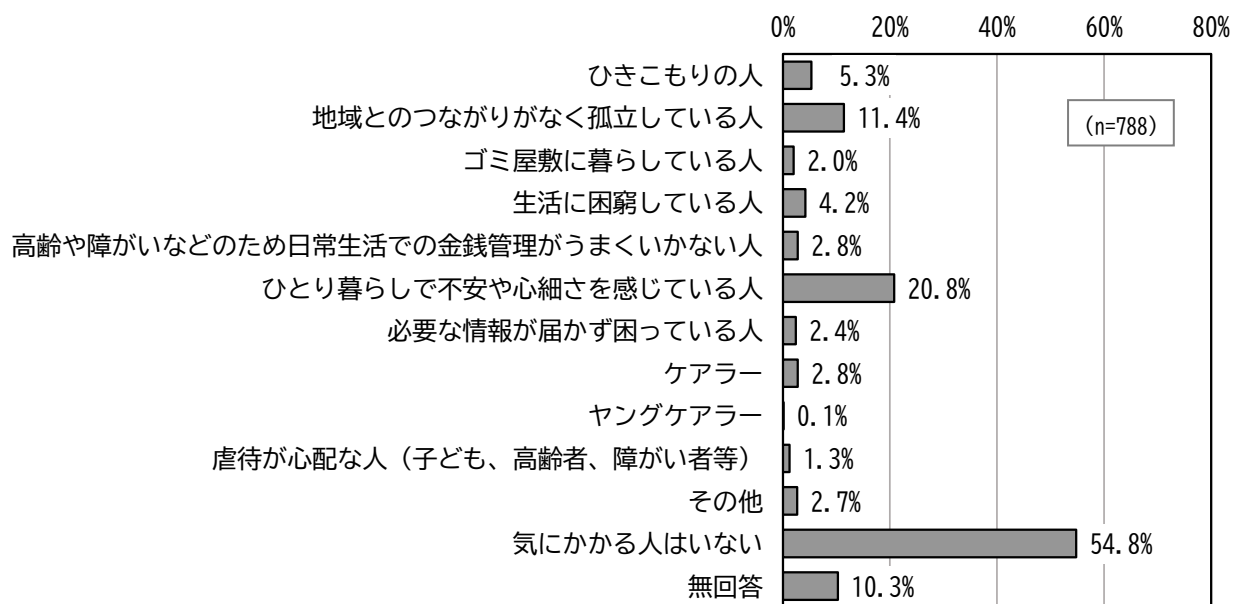
■災害ボランティアセンターについて（○は一つだけ）

災害ボランティアセンターを知っているかについては、「聞いたことはあるがあまりよく知らない」が50.5%と最も多く、次いで、「知らない」が37.3%、「よく知っている」が9.5%となっています。



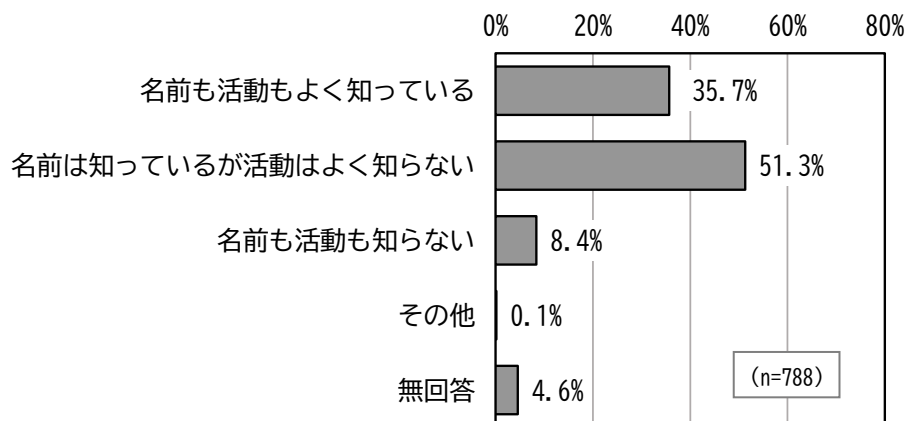
■あなたの近所や地域の気にかかる人（支援が必要そうな人）（当てはまるものすべてに○）

自身も含め、近所や地域で気にかかる人については、「気にかかる人はいない」が54.8%と最も多く、次いで、「ひとり暮らしで不安や心細さを感じている人」が20.8%、「地域とのつながりがなく孤立している人」が11.4%となっています。



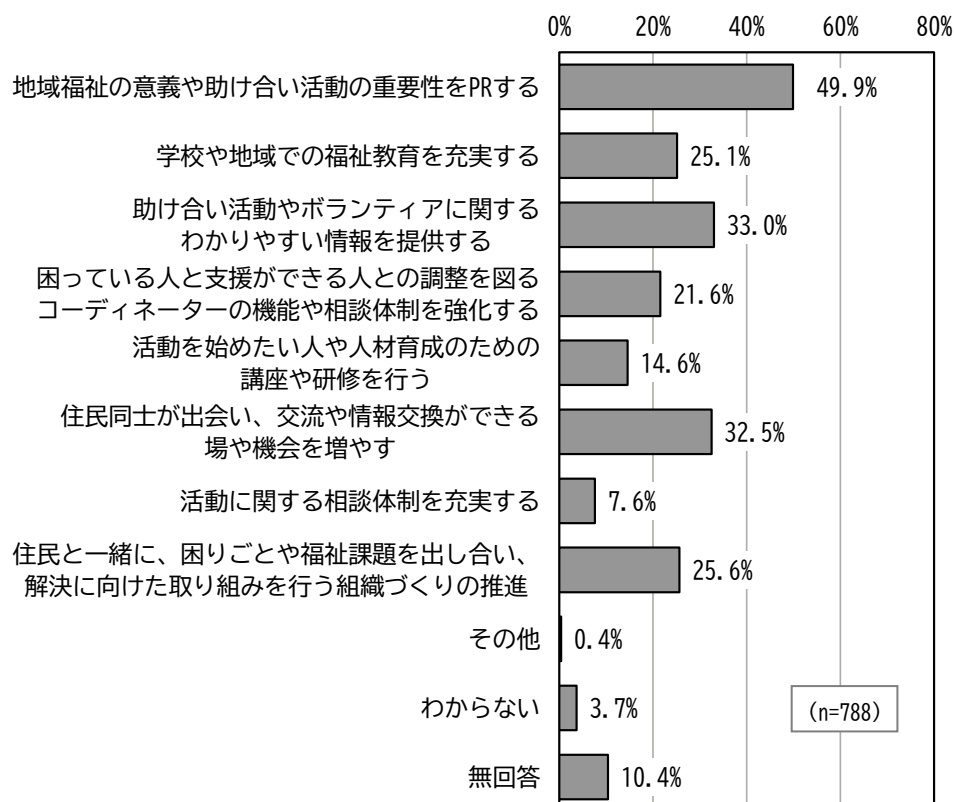
■坂東市社会福祉協議会の認知度（〇は一つだけ）

坂東市社会福祉協議会の認知度については、「名前は知っているが活動はよく知らない」が51.3%と最も多く、次いで、「名前も活動もよく知っている」が35.7%、「名前も活動も知らない」が8.4%となっています。



■坂東市社会福祉協議会ではどのような取組が重要だと思うか（〇は3つまで）

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりのための活動を活発にするために、坂東市社会福祉協議会ではどのような取組が重要だと思うかについては、「地域福祉の意義や助け合い活動の重要性をPRする」が49.9%と最も多く、次いで、「助け合い活動やボランティアに関するわかりやすい情報を提供する」が33.0%、「住民同士が出会い、交流や情報交換ができる場や機会を増やす」が32.5%となっています。



4. 地区懇談会における主な地域課題

坂東市社会福祉協議会支部は13支部あります。区長や副区長、民生委員・児童委員※、分館長、副分館長などからなる社会福祉協議会支部の皆様に参加していただき、6つのグループに分かれて、地域の課題の把握を中心に議論していただきました。

(1) 地区懇談会概要

開催日	開催場所		地 区
令和7年8月25日	七郷コミュニティセンター	南中学校区	①七郷支部/中川支部
8月27日	神大実分館	東中学校区	②飯島支部/神大実支部
8月29日	岩井福祉センター	岩井中学校区	③岩井第一支部/岩井第二支部 ④弓馬田支部/長須支部/七重支部
9月2日	猿島福祉センター	猿島中学校区	⑤生子菅支部/逆井山支部 ⑥沓掛支部/内野山支部

(2) 地区ごとの課題概要

地区懇談会では参加者の方々から様々なご意見がでました。以下は、それらをまとめた結果です。

①七郷支部/中川支部

項 目	地域の課題	対応案
個人情報	・ひとり暮らしの人、地域で状況がわからない人、言葉が通じない（外国人）人がいるが、個人情報の壁があり家族の確認ができない。	・情報を共有できる仕組み。
訪問の難しさ	・民生委員の負担が大きい。	・民生委員を増やす。民生委員の補助をつけ負担を軽減する取組。
地域福祉活動を知らない	・社協について知らない人が多い。	・もっとPRをする。
交流	・外国人、高齢者の近所付き合いができない。	・自治会への加入案内を行政区で行う。
自治会	・自治会の退会が多く、若い家族は入会しない。 ・外国人の人は区長の存在を知らない。	・集積所にごみを捨てるためだけに会費を納めている人への対応。 ・様々な国の言葉の案内を作る。

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

項 目	地域の課題	対応案
災害対応	・被災した人への対応。	・空き家を管理して火事ないし被災した方に提供する。
移動手段	・デマンドタクシーチケットの使い勝手が悪い。 ・福祉バスの運行経路が不十分。	・簡易に利用できるよう民生委員などが周知する。
空き家	・空き家、空き地が多く、木や雑草の管理が難しい。ゴミを捨てられたりする。持ち主が遠方で対策がとれない。	

②飯島支部/神大実支部

項 目	地域の課題	対応案
空き家	・空き家の増加、荒廃化。アライグマ、ハクビシンなどの害獣被害。	
外国人	・外国人との会話ができない(言葉の壁)。 ・外国人との交流が少ない。	・交流の場を持つ。 ・自治会への加入を勧めたい。
移動手段	・交通の便が悪い。身近にお店がない。	・介護タクシーを立ち上げたらとても活用されている。そういうアイデアが欲しい。
ひとり暮らし高齢者、高齢世帯の増加	・高齢者のひとり暮らしの人が増え、引きこもっている。 ・木の処理ができないなど、助けが必要。	・地域の方がひとり暮らし高齢者のごみ出しや草刈り支援。 ・班長さんが声かけや見守り（配り物はポストに入らず直接渡す）。
つながり、交流、支え合い	・昔のようなまとめ役がいらない。 ・近所づきあいが面倒と交流減少を皆が望んだ面もある。ただ交流しましょうは難しい。	
子ども、若者が少ない	・若い人は田舎から都会へ出てしまう。 ・子ども同士の交流の場がない（遊び等）。	・地域で協力して解決できる問題からとりかかる（少子高齢化は世界的な問題で解決は難しい）。
自治会	・自治会への協力や関心がうすい。	・地域で声掛けをして自治会に入ってもらおう。
その他	・ゴミ集積所に地区外のゴミが置かれている。	・防犯カメラの設置。

③岩井第一支部/岩井第二支部

項 目	地域の課題	対応案
自治会、地域活動、ボランティア	・自治会の班の付き合いをする人や世帯が少なくなっている。班未加入がいる。 ・子ども会未加入が増加。 ・自治会に入らない人もゴミを出す。 ・高齢者のひとり暮らしの人に班長の役を頼めない。	
隣との関係、交流	・隣近所の人たちとあいさつが少ない。 ・外国人との交流がない(短期の滞在、外国人のコミュニティがある)。 ・外国人との宗教セミナーをやったが、後が続かない(交流できない)。 ・集まるイベントがない。 ・交流の場として学校が使えなくなった(働き方改革のため)。	
外国人	・外国の方が多く住むようになってきている。 ・伝わっていない生活上のルールがある(短期の滞在、言葉の壁)。 ・同じ部屋に外国人がたくさん住み所有者がわからない(ルールが徹底できない)。	・子どもたちを通じて伝えるシステム。 ・ゴミ捨てのルールを何度も伝えるとわかってもらえる。携帯電話の翻訳機能で伝えられた。 ・外国人との共生を進めるべき。 ・日本人のパイプ役を作るべき(お互いを知る機会がないだけ)。
高齢世帯	・高齢者のひとり暮らしが増えてきた。 ・自分も助けを求めたいが、どうしたらいいかわからないときがある。 ・1人の担当する件数が多く、民生委員の負担になっている。	・隣近所同士が声かけを行う。 ・ヤクルト以外も配る(嫌いな人もいる)。
災害	・災害時の互助(高齢者、障がい者)が必要。 ・高齢者が多く交流が少なくなっている。災害時に不安。	・普段から手助けの準備をする。
空き家	・空き家が増え、草木が生えて荒れ、手入れができない。 ・施設入っていて空き家にしている人が、設備を盗まれる。	

④弓馬田支部/長須支部/七重支部

項 目	地域の課題	対応案
外国人	・外国人の居住状況がわからない。 ・ルールを伝えられていない。 ・言葉が通じない。 ・地域行事を開催しても参加する人は決まった人だけで少人数である。 ・外国人のメンバーが数カ月で変わってしまう。	・外国人が住民登録するときにゴミの出し方や自治会への参加をお願いしてほしい。
移動手段	・移動手段について高齢化に伴い免許返納などで「足」のない方を見かける。 ・交通弱者を同乗させた場合の事故について考える。	・タクシー券を利用している人からアンケートをとればよい。 ・移動販売があるとよい。
空き家問題	・管理の届かない空き家が散見され不安を伴う。 ・害獣が増えて困る。	
ひとり暮らし	・40才以上の独身(未婚)男性が多い、親が亡くなるとすぐ単独世帯となる。 ・ひとり暮らしの人の家族を把握するのが難しい。	・魅力あるまちづくり。 ・独居老人への支援。
社協の認知度	・社協の認知度が低い。	・広報をうまく使い、PRをする。 ・社協の車が通ったら何でも話せるような仕組みづくり。
個人情報	・プライバシーの問題、どこまで踏みこんでいいものか。	
災害	・避難場所(長須小トイレの課題(エアコン))。	

⑤生子菅支部/逆井山支部

項 目	地域の課題	対応案
地域の交流	・行事を開催しても参加が少ない。 ・コロナのためつながり減った。 ・子ども同士の交流が成り立たない。 ・見守り隊の体制はできているが、子どもがいない。	・公民館掃除に参加してもらい交流や健康維持につなげる。
高齢者の孤立	・ひとり暮らしの人を毎月安否確認しているが、近所との交流がない方が多いと感じる。 ・高齢者の世帯がどこにあるのか、どこに住んでいるのか不明。 ・高齢者がさみしさを感じている(話相手が欲しい)。 ・足が悪くて出かけたくても出かけられない。	・空いた時間を利用した見守り活動(見守り隊)。 ・サロン参加の声掛けをする(車も出してやる。参加している高齢者がいきいきしている)。 ・社協支部でサロンを増やす活動に力を入れる。 ・外に出る機会を作ること健康維持につながる。

項 目	地域の課題	対応案
災害	・ひとり暮らしの見守りは民生委員だけでは困難。	・日頃からの地域の交流で災害時の見守り安否確認につながる。 ・民生委員と区長が連携してひとり暮らし、あるいは高齢者を見守る仕組み作り（要支援者の登録を嫌がる人への対応）。
外国人	・外国人が多い（まだ、お互いになじんでいない）。	・外国人に対し日本の様々なルールを身に付ける場を作る。 ・外国人を理解する。受け入れる。
ゴミルール	・ゴミ出しのルールが守られない。 ・ルールを守らないゴミ出しに悩んでいる、回覧版、防犯カメラはあるがその運用に苦慮している。	・様々な国の言語でルール、内容を示す。

⑥沓掛支部/内野山支部

項 目	地域の課題	対応案
地域交流	・コロナ以降行事がなくなった（体育祭等）。 ・地域の行事に否定的な世代の増加。 ・男性参加者が少ない（女10：男1）。 ・子ども向けのイベントが少ない。親子で参加が少ない。	・若い人向けのイベント開催。 ・団体参加のイベントでなく個人をターゲットにする。
自治会問題	・自治会入会のメリットが見えない。 ・新しく区長を決めるのが大変。	
少子化問題	・若い人が地元を離れてしまう。 ・行政区によって子どもの数が少ない（バラつきがある）。 ・結婚しない（できない）人が増えている。	
移動手段	・移動手段が少ない。坂東号時間帯の問題。 ・坂東号デマンドタクシーの使い方がわからない。	
空き家	・空き家、竹林、雑木が手入れされていない（道路に枝、草）。動物の巣になっている。	
高齢者問題	・高齢者のみの家庭（ひとり暮らし、ふたり暮らし）が多くなり、地域としてのつながりも少なくなっている。 ・病気になっても気づいてあげられない。把握できない。	

項 目	地域の課題	対応案
ゴミ出し(マナー)	・ゴミ出しのルールが知られていない(透明袋でない、分別不十分、通りがてらゴミを捨てていく)。 ・行政区外の人が時々捨てていく。	
防災意識	・災害時にどのように移動したらよいか、わからない。 ・災害に対して地域差がある(土手近くの所は心配してると思う)。	・防災訓練の実施。
その他	・社協の活動が見えない。 ・社協のPRの工夫が足りない。 ・社協だより見ていない(表紙だけ、写真だけ見る)。	・事業実績をもっとPRする。

(2) 地区懇談会の主な地域課題の概要

地区懇談会で挙げた地域課題の主要なものは以下のとおりです。

- ◎ひとり暮らし高齢者、高齢世帯が増加し、手助けが必要。
- ◎自治会離れが進んでおり、必要性の説明が必要。
- ◎外国人が増えてきている。地域に馴染んでもらえるように、できることがあるのではないか。
- ◎地域の交流が減っている。公民館掃除など、考え方を变えて交流ができるのでは。
- ◎高齢者の移動手段が少ないことへの対応が必要。
- ◎空き家が増えて管理ができておらず、害獣の住処にもなっている。
- ◎ゴミ出しのマナーが守られるよう、対応が必要。

5. 地域福祉に関する坂東市の課題

「地域の状況」「第3次計画における活動の状況」「アンケート調査結果にみえる市民意識」「地区懇談会における主な地域課題」の結果から、第3次計画を引き継ぐ本計画を推進する上での課題をまとめ、以下に示します。

1. 地域福祉への理解を深め、助け合う意識を高める活動に関して

坂東市社会福祉協議会ではどのような取組が重要だと思うかについては、「地域福祉の意義や助け合い活動の重要性をPRする」が最も多く、今後も、地域住民に対する情報提供の取組が求められています。

災害ボランティアセンターを知っているかについては、市民の約半数が「聞いたことはあるがあまりよく知らない」と回答しています。災害に備えるだけでなく、ボランティア意識を高めるために、災害ボランティアをはじめとした各種ボランティアの活性化を進めることは、今後も引き続き必要です。

2. 互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる活動に関して

ご近所とのお付き合いの程度については、「困ったときに、相談や助け合いができる」が4割を超えて最も多く、次いで「たまに世間話や立ち話をする程度」が4割弱で、地域のつながりは高い水準となっています。しかしながら、年代別にみると、40代以下で「ほとんど付き合いがない」が多くなっており、今後も、地域の特色を保持しつつ、若い世代でのつながりが強まるような活動が求められます。

地域住民の孤立感の解消及び介護予防、健康の維持向上を目指す、ふれあいサロンの団体数は増加していますが、シニアクラブ会員数は減少傾向にあります。各活動の状況をみながら必要に応じて強化、継続していくことが求められます。

3. 孤立を防ぎ、必要な支援につながる活動に関して

65歳以上の高齢者数の総人口に対する割合を示す高齢化率が増加しており、それとともに、ひとり暮らし高齢者数も増加しつつあります。こうした中、アンケートでは、地域の人にしてほしいこととして、「災害など緊急時の手助け（安否確認や避難所への誘導）」「安否確認や見守り」が多くなっています。

地域で暮らす人が孤立することなく安心して暮らすために、見守りの支援を継続・強化していくことが求められています。

また、増加する高齢者を対象とした各種福祉サービスを引き続き充実していくことが必要です。

要介護（要支援）認定者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数など、支援を必要とする人が年々増加しており、今後も支援の取組の充実が求められています。

人口ピラミッドをみると、70～74歳の年代とその前後の年代の人口が多くなっており、今後は75歳以上の後期高齢者が増加していくことが予測されます。今後、さらに高齢化が進んだとき、認知症の発症リスクが高まることが予想され、判断能力が十分でない人に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度の普及・利用促進が必要となってきます。

4. 社会福祉協議会の事業の継続を確かなものとする活動に関して

市社会福祉協議会の会員加入世帯数は、微減傾向にあります。地域活動の主要な機関である社会福祉協議会の活動基盤を安定化するため、会員の加入を促進する活動を強化する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系

1. 基本理念

少子高齢化や家族に対する意識の変化などにより、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯、ひとり親世帯が増加し、地域で孤立する人が増えることが懸念されています。また、労働人口の減少や外国籍住民の増加など、住民を取り巻く環境は変化しています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域のニーズに合った支援の充実や地域での人と人とのつながりの強化が求められています。

第3次坂東市地域福祉活動計画では、一人ひとりの市民の主体的、自立的な活動を重視したまちづくりを、基本理念「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」のもとで進めてきました。

本計画においても、前計画の理念を踏襲し、一人ひとりの市民の主体的、自立的な活動を重視したまちづくりを進め、地域共生社会の実現を目指した地域福祉を推進していきます。

みんなで創ろう
安心して心豊かに暮らせるまち

2. 基本目標

基本理念を具現化するため、施策の柱を基本目標として次のとおり設定します。

基本目標Ⅰ ひとづくり

地域福祉への理解を深め、助け合いの意識を高める

基本目標Ⅱ 地域づくり

互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

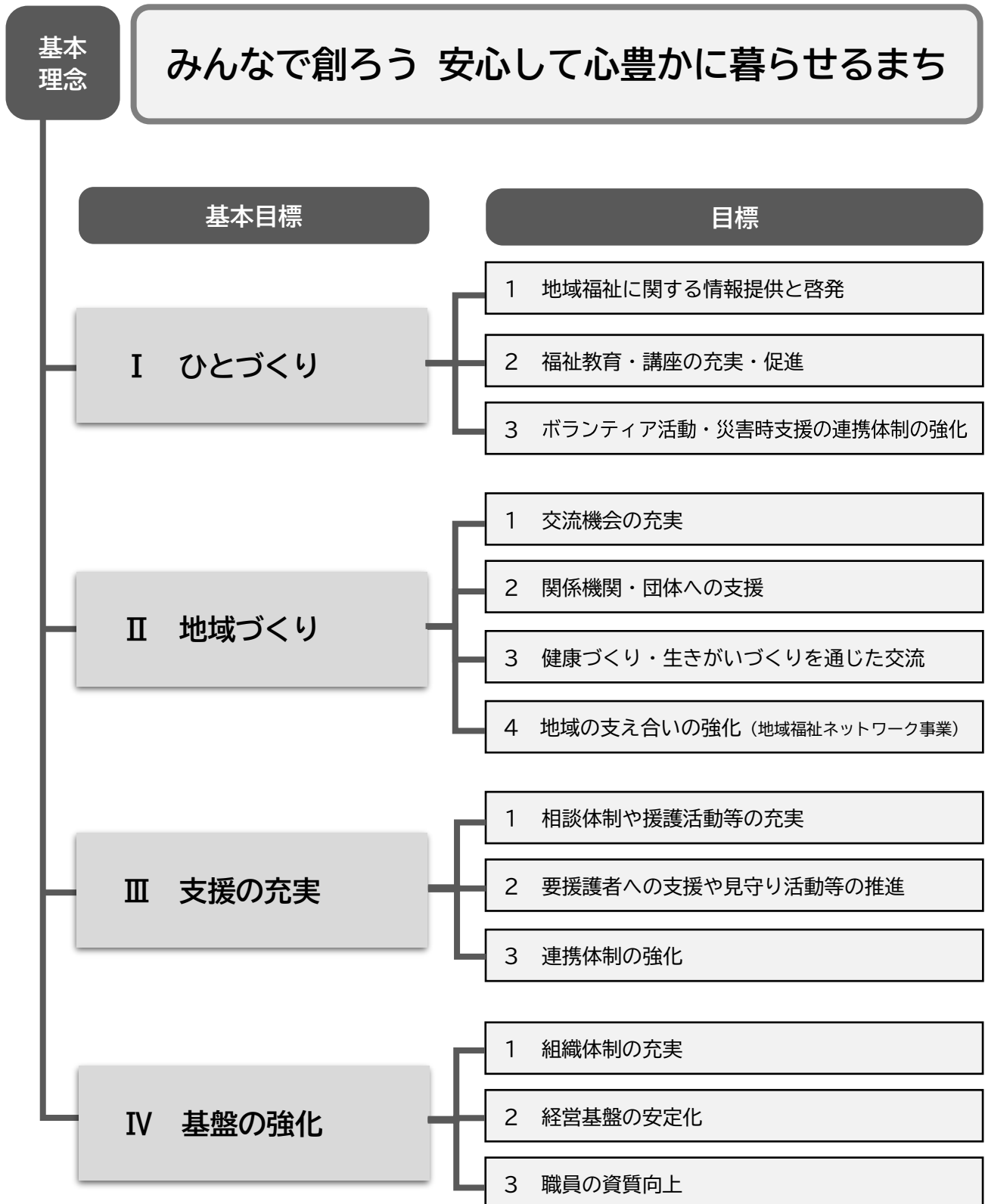
基本目標Ⅲ 支援の充実

孤立を防ぎ、必要な支援につながる

基本目標Ⅳ 基盤の強化

事業の継続を確かなものとする

3. 計画の体系



第4章 福祉施策の推進

基本目標Ⅰ ひとづくり	地域福祉への理解を深め、助け合いの意識を高める
基本目標Ⅱ 地域づくり	互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる
基本目標Ⅲ 支援の充実	孤立を防ぎ、必要な支援につながる
基本目標Ⅳ 基盤の強化	事業の継続を確かなものとする

基本目標Ⅰ ひとつづくり 地域福祉への理解を深め、助け合いの意識を高める

現状と課題

支え合い、生きがいを持って暮らす「地域共生社会」を目指して、市民の福祉意識をより高めることで、地域の人々がより安心して心豊かに暮らせるまちづくりが推進できます。

そのためには、大人に対する福祉意識向上を目的とした教育はもとより、子どもに対する福祉教育の充実が必要です。

坂東市社会福祉協議会ではどのような取組が重要だと思うかについては、「地域福祉の意義や助け合い活動の重要性をPRする」が最も多く、引き続き、地域福祉についての情報提供の取組が求められています。

アンケートでは、市民の約半数が災害ボランティアセンターを「聞いたことはあるがあまりよく知らない」と回答しています。災害に備えるだけでなく、ボランティア意識を高めるために、災害ボランティアをはじめとした各種ボランティアの活性化を進めることが、今後も引き続き必要です。

目標1 地域福祉に関する情報提供と啓発

社会福祉協議会の「ホームページ」や「社協だより」に加え、SNS（Social Networking Service）などの媒体や、社会資源の活用並びにイベント等の機会を活用した情報発信を通じて、福祉活動やその動向について地域の方々に理解を深めていただけるよう努めます。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
01	坂東市社会福祉協議会 ホームページの管理運営	・ ホームページを作成し、事業紹介や募集等の啓発活動を行います。 ・ 社会福祉協議会内で情報共有体制を強化し、タイムリーな情報提供、的確で広範囲の情報提供ができるよう、各係と連携し定期的に更新します。また、社会福祉協議会の事業方針、活動内容や財務情報を公開し、透明性の確保に努めます。 ・ 市民への発信が必要な情報は何かを職員一人ひとりが常に意識し、視聴者の幅広い世代に対応する、より「見やすく」、より「たどり着きやすい」ホームページの作成に努めます。
02	社協だよりの発行	・ 市民の福祉への関心を高め、坂東市社会福祉協議会とその活動の理解を深めていただくことを目的に、「社協だより」を定期的に発行します。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
03	赤い羽根だよりの発行	・赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の実績報告及びその仕組み・活用方法などをわかりやすく紹介する「赤い羽根だより」を発行します。 ・今後の募金活動への協力と意識の高揚を図り、より一層の募金活動の透明性確保に努めます。
04	広報ばんどうの活用	・市の福祉関係・広報関係部門と連携し、行政と協働して推進する社会福祉協議会活動を市の広報紙「広報ばんどう」を通じて周知し、市民の福祉活動への関心を高めます。
05	その他広報紙の発行 (社協福祉事業パンフレット等)	・市民が身近に利用できる福祉や介護サービスの紹介、坂東市社会福祉協議会事業一覧パンフレットなどを計画的に発行します。 ・支部活動やボランティア活動、各福祉団体の広報活動を推進し、きめ細やかな情報提供を行います。
06	住民のニーズ調査	・社会福祉協議会の取組への評価や、今後取り組むべき事業の検討のために、社会福祉協議会支部組織や個々の事業、アンケート調査など様々な方法で市民のニーズを把握します。
07	社会福祉協議会 地域福祉活動計画の推進	・福祉の実践につながる地域福祉活動計画により、住民とともに安心できるまちづくりを、計画的・総合的に進めます。 ・地域福祉の根幹である人的資源（ボランティア人口）の充実を図りながら事業展開を進めます。
08	障がい児者等へ情報提供	・障がい児者やその保護者・家族が地域社会との結びつきが増やせるよう、社会福祉協議会主催のイベントなどで、様々な情報提供を行います。
09	情報発信活動の強化	・従来の広報紙、ホームページのほかに、SNSなどの活用を検討し、新たな情報発信の仕組みを構築することで、情報提供の拡大を図ります。 ・地域のイベント等に参加し、社会福祉協議会とその活動についての啓発活動を実施します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 「社協だより」や「広報ばんどう」などから、積極的に福祉情報を集めます。
- 集めた情報を身近な人に伝え、地域で共有します。
- 地域のイベントに社会福祉協議会を引き込むことを考えましょう。

目標2 福祉教育・講座の充実・促進

福祉講座や研修等を充実し、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動の拡大につながる人材育成に努め、やさしい地域づくりができるよう努めます。また、児童・生徒が「福祉」について、体験と学びができる機会をつくり、人を思いやる福祉の心に満ちあふれたやさしい社会の担い手となることを目的に、市内の各学校と連携し福祉教育活動を支援します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
10	資格取得支援事業	・地域における医療福祉等の人材育成のため、養成学校や関連機関と連携し、資格取得のために必要な実習の受け入れの支援を行います。 ・福祉や介護分野への就労支援につながる支援を行います。
11	手話奉仕員養成講座	・聴覚障がい者にとって住みやすい環境が図られるよう、聴覚障がいへの理解と手話の語彙及び手話表現技術を取得した手話奉仕員の計画的な養成を継続します。
12	手話奉仕員フォローアップ講座	・養成講座を修了した手話奉仕員の更なる技術向上や奉仕員の横のつながり・仲間づくり等に寄与するための支援を進めます。 ・手話通訳者や聴覚障がい者の協力を得て、講座修了者が互いに学び合う環境を提供し、自主的な研修会へのつながりが広まるよう努めます。
13	手話教室「入門コース」	・児童生徒等の手話への関心の芽を育み、手話奉仕員養成講座の受講へとつながるよう工夫された「入門コース」を開催します。 ・高校生以上の人に対する手話教室の開催を検討します。
14	傾聴ボランティア講座	・相手の話を聞き気持ちを受け止める傾聴ボランティアの役割が大いに高まる中で、1人でも多くの傾聴ボランティアを育成できるよう、講座を開催します。 ・受講者の団体の組織化と要望に応える人材の派遣を検討します。
15	出前福祉体験講座	・ボランティア活動普及事業協力校を主に市内の学校と連携をし、児童生徒等を中心に障がい者や高齢者等への理解を深め、手を差し伸べることができるよう学び、体験する機会を提供します。 ・市内の全ての学校での開催を目指し、学校側との連携を図ります。 ・市内企業など一般向けの講座の開催を展開します。

主な取組（事業名）	活動内容（具体的方針）
16 認知症サポーター養成講座	・ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりができるよう努めます。
17 福祉教育への支援	・ 市内各学校での福祉教育活動を、機材や講師の派遣など、社会福祉協議会の資源を使い応援します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 各種の「養成講座」に、積極的に参加します。
- 講座参加者との連携を広げ、地域づくりに進んでいきましょう。



▶手話奉仕員養成講座



▶傾聴ボランティア講座



▶出前福祉体験講座



▶認知症サポーター養成講座

目標3 ボランティア活動・災害時支援の連携体制の強化

平常時のみならず、災害発生時やその後の復旧時などの緊急時におけるボランティアの存在は重要です。社会福祉協議会のボランティア登録者数はほぼ横ばいですが、今後も、ボランティア活動に関心がある人が気軽に活動に加わっていただけるよう、活動情報の提供や活動の場・機会づくりを進めるとともに、ボランティアセンター※など既存の体制の強化を図ります。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
18	ボランティア災害対策	・ 平常時及び災害発生時の迅速な対応、協力体制の整備のため、坂東市、ボランティア連絡協議会、関係団体との連携を深め、情報共有を図ります。 ・ また、災害ボランティア登録、災害ボランティアセンター運営訓練などの研修を定期的に行います。
19	傾聴ボランティア団体の育成	・ 傾聴ボランティア活動などが重要であることから、要望に応える人材の派遣ができるよう団体の育成を図ります。 ・ 様々な状況でも活動できるよう、環境を整備します。
20	ボランティア活動普及事業協力校	・ ボランティア活動普及事業協力校に指定された市内小中学校の児童生徒に対し、幅広い福祉教育や学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めます。 ・ 学校との連携を図り、児童生徒の社会参画意識や共生社会の理解が広がるきっかけづくりをします。
21	ボランティア連絡協議会の運営	・ ボランティア団体育成のため、ボランティア連絡協議会を運営し、ボランティア相互の交流・親睦を図るとともに、ボランティアが抱える課題解決を支援します。 ・ 若年層ボランティアの確保のため、講座等の開催や企業への働きかけ等の入会促進を推進します。
22	ボランティアセンター運営	・ ボランティア活動の中心的な拠点として、地域住民のボランティアに関する理解と関心を深めるための情報提供を行うとともに、ボランティアの育成援助を行いながら、地域のボランティアへのニーズに対応する調整機能の強化を図ります。
23	学生向けボランティア体験事業 「学習支援教室・福祉に挑戦」 ※はじめての手話教室含む	・ 児童生徒がボランティアを行うことで社会に参加することの楽しさや人との関わりの大切さを学び、「福祉」への関心を高めてもらうために、福祉体験事業を行います。 ・ 学生がボランティア活動できる場所（事業）を展開します。
24	日常生活サポートセンター事業	・ 高齢者世帯や障がい者世帯などに対し、既存の福祉サービスで賄えない在宅サービスを有償で行います。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 地域の問題に関心を持ちます。
- 地域の問題をどうしたら解決できるか、そのために自分たちでできることは何か考えます。
- 困ったときはボランティアセンターに相談し、情報提供を受けましょう。



▶ ボランティア災害対策①



▶ ボランティア災害対策②



▶ ボランティア活動普及事業協力校



▶ ボランティア連絡協議会の運営



▶ 学生向けボランティア体験事業
「学習支援教室・福祉に挑戦」

基本目標Ⅱ 地域づくり 互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

現状と課題

同じ地域で暮らす一人ひとりが支え合う地域を創るために、健康づくりや生きがいづくりなどの様々な交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりを進める必要があります。また、隣近所や地域の人々が、普段からの声かけや交流によりつながり合い、地域社会とのつながりを強めていくことが重要です。

地域住民の孤立感の解消及び介護予防、健康の維持向上を目指す、ふれあいサロンの団体数は増加していますが、シニアクラブ会員数は減少傾向にあります。各活動の状況をみながら必要に応じて強化しながら継続していくことが必要です。

アンケートでは、ご近所とお付き合いの程度について、「困ったときに、相談や助け合いができる」が4割を超えて最も多く、次いで「たまに世間話や立ち話をする程度」が4割弱で、地域のつながりは高い水準となっています。しかしながら、年代別にみると、40代以下で「ほとんど付き合いがない」が多くなっており、今後も、地域の特色を保持しつつ、若い世代でのつながりが強まるような活動を継続するとともに、充実していくことが必要です。

地区懇談会では、隣近所との関係希薄化、孤立しがちなひとり暮らし高齢者の増加、地域に増えている在住外国人についての話題が挙がっており、地域での交流が求められています。

高齢化率が増加し、それとともに、ひとり暮らし高齢者数も増加しつつあるなか、地域全体で高齢者の生活を支える支え合いの仕組みづくりの充実が求められます。このため、今後も社会福祉協議会支部及び支部長連絡会と情報共有を図りつつ、生活支援体制整備事業を推進していくことが必要です。

目標1 交流機会の充実

「安心」第一を前提に、地域における交流会やイベントを企画・実施します。また、世代を超えた交流、同じ悩みを持つ人たちの交流など、様々な交流の形づくりに努めます。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
25	こども食堂	・地域住民が主体となって、地域の子どもたちや保護者などを対象に食事や学習支援を提供するコミュニティの場として、「こども食堂」を運営する団体に対して、フードバンク事業との連携を含め、会場の提供や運営支援を行います。 ・実施団体や各関係機関と連携し、地域の特性に合わせた出前型こども食堂の展開も検討します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
26	坂東市社会福祉大会	・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、日頃からの社会福祉活動に対し、大きな功績を残された方々を顕彰し、坂東市の社会福祉発展の一助とします。
27	ひとり親家庭入学祝い贈呈事業	・母子家庭や父子家庭の子どもの小学校入学に際し、祝い品を贈呈します。 ・参加者同士の親睦や情報交換を目的として運営します。
28	逆井城まつりの参加・協力	・逆井城まつりに参加し、募金活動や社会福祉協議会のPR活動を行うとともに、多くの市民に喜ばれる交流の場となるよう積極的、継続的に参加・協力をします。
29	親子ふれあい陶芸教室	・児童生徒たちが、ものづくりへの興味や関心を高めるとともに、ボランティアを通じて人と関わることの大切さを学ぶためのきっかけづくりとして陶芸教室を開催します。 ・ボランティアへの参加促進を支援します。
30	多様な交流の場づくり	・社会問題や地域課題の中には、人と人がつながることが解決の糸口になることが多くあります。社会的孤立を防ぐこと、地区の活性化や担い手の育成など、多様な人が出会う「場」や「交流」を作ることで課題解決につながります。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 人とふれ合うことを楽しみます。
- 地域で抱えている問題点について、自分のこととして考えます。
- 地域の交流活動に興味を持ち、積極的に参加します。



▶ 坂東市社会福祉大会



▶ 親子ふれあい陶芸教室

目標2 関係機関・団体への支援

障がいのある当事者団体への支援や地域福祉に関わる団体の運営を行うとともに、団体間の連絡調整を通じた連携体制の強化を図ります。

また、関係機関や団体のニーズの定期的な把握に努めます。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
3 1	関係団体との連絡調整等	・地域のニーズに適した幅広い福祉事業が展開できるよう、行政をはじめ、連合民生委員児童委員協議会や区長会連合会、社会福祉協議会支部などの関係団体との連絡調整を行います。 ・福祉活動を行う団体等に対し、その事業を支援するための助成金交付を行います。 ・助成金交付対象となる団体の事業内容を精査し、団体の活動状況により交付を見直します。
3 2	身体障害者福祉協議会の支援（さわやか会）	・身体障がいのある市民の福祉増進を図るため、身体障害者福祉協議会の活動支援を行うとともに、市や関係機関とも連携し、チラシ配布などの情報発信により会員加入を促進します。 ・研修委員会やスポーツ委員会など、活動分野ごとに設置している委員会を有効活用し、会員自らが事業運営に関わることによって、障がい者相互の交流と自立、社会参加推進を図ります。
3 3	視覚障害者福祉協会の支援（松竹梅）	・視覚障がいのある市民の社会参加の促進と生活意欲・生きがいの高揚に資するために、視覚障害者福祉協会の活動への支援と、ボランティア会員の協力により作成する「声の社協だより」の貸出を行います。 ・市や関係機関との連携を強化して視覚障がい者への情報提供に努め、会の啓発や新規会員の確保に取り組みます。
3 4	心身障害児者父母の会の支援	・心身障害児者父母の会の育成を図るため、会が行う療育キャンプなどの活動を支援します。 ・啓発活動を推進し、会への賛同者や参加者の増加に努めます。
3 5	障がい児・者福祉施設連絡協議会の運営（なごみ）	・市内の各種障がい福祉施設との連携を強化し、相互理解と福祉の増進を図るために、障がい児・者福祉施設連絡協議会の運営を行います。 ・各施設職員のスキルアップを目的とした施設間での情報共有、講師を招いての勉強会や利用者間の交流を目的とした交流会を行います。 ・イベントの参加等を通し、サービス等の社会資源を地域の援護者に提案します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
36	シニアクラブ連合会の支援 （女性委員会等含む）	・シニアクラブ連合会の育成を図るため、単位シニアクラブや女性委員会が行う高齢者の健康づくり活動や社会奉仕活動などへの支援を行います。 ・会員増強を目的とした取組の一貫として、若手部会の発足について推進します。 ・会員の声を反映した行事、地域に密着した活動を展開します。
37	市民健康体操普及事業	・市が推進する「市民健康体操」を普及・啓発するため、各地への普及委員の派遣や高額貯筋者の表彰、体力測定記録会の開催などを行い、日常生活における「市民健康体操」の重要性の啓発に努めます。
38	ボランティア連絡協議会の運営	(No. 21 再掲)
39	支部長連絡会の活動推進	・小地域での福祉活動の更なる活性化を図るため、市内の小学校区単位に組織されている社会福祉協議会支部の支部長連絡会を定期的に開催し、支部特性を踏まえた上での共通事業の取組などを推進します。 ・2層協議体との連動性の向上を図ります。
40	介護保険事業者団体連合会の運営	・市内等の介護サービスを提供する事業所及び会員の連携及び情報交換を行い、高齢者等に対し総合的なサービスの提供ができるように努めます。 ・居宅介護支援事業部会、訪問サービス事業部会、通所サービス事業部会、施設サービス事業部会の4部会を置き、各部会で研修や意見交換を行いサービスの向上に努めます。
41	いきいきヘルス体操指導士会の運営	・健康増進や介護予防、またフレイル予防の一環となることを目的に、体操の普及啓発活動や地域密着型の活動を展開していきます（中年世代への普及啓発の強化）。 ・指導士会の持続可能な運営やサロンや体操教室の活動を継続していくためにも、計画的に養成事業を進めます。
42	スクエアステップリーダーの会の運営	・認知症や転倒の予防、体力向上に効果があり、地域における介護予防の推進に寄与できるよう取組を工夫します。 ・人員体制の確保を念頭に計画的養成を図り、会員の資質向上のため、勉強会や会員同士の交流の機会を設け、持続可能な会の運営を目指します。
43	認知症キャラバン・メイトネットワークの運営	・認知症についての正しい知識の普及啓発を目指し、認知症サポーター養成講座の円滑な運営をできるよう努めます。 ・フォローアップ研修や会員相互の交流・情報交換を行い会員がスキルアップできるように努めます。 ・行政や社協をはじめ、認知症施策を推進する関係機関と連携を図り、幅広い世代への関心をより一層高められるようなボランティア活動を拡充します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 福祉活動についての情報の交換と共有を心がけます。
- 他の分野の団体と連携し、横のつながりの中で新たな福祉活動を考えます。



▶市民健康体操普及事業



▶支部長連絡会の活動推進



▶いきいきヘルス体操指導士会の運営



▶スクエアステップリーダーの会運営



▶認知症キャラバン・メイトネットワーク

目標3 健康づくり・生きがいづくりを通じた交流

健康づくりや生きがいづくりの活動によって、地域において顔の見える関係がつくられ、人々のつながりを強化することが期待できます。

お互いに助け合い、支え合う地域づくりのきっかけとして、「ふれあいサロン」をはじめとする様々な活動を行い、市民の健康や生きがいづくりを支援します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
44	障がい児者スポーツ活動	・障がい児者の福祉と健康の増進を図るため、屋内スポーツや県スポーツ大会への参加を促進します。
45	市民健康体操普及事業	（No. 37再掲）
46	シニアスポーツ大会の開催	・高齢者に適したスポーツをとおして健康の保持増進を図るとともに、交流を深め活力ある長寿社会を目的として、各種スポーツ大会を開催します。 ・シニアクラブ連合会及び各シニアスポーツ団体と連絡調整を行い、参加者自らが大会を運営できるよう努めます。
47	シニア芸能発表大会の開催	・高齢者の生きがいづくりと相互のふれあいを図ることを目標として、高齢者の日頃の芸能活動の成果を披露する芸能大会を開催します。 ・シニアクラブ連合会やボランティア等と連絡調整を行い、参加者のニーズに応じた大会の実現に努めます。
48	陶芸教室開催	・高齢者の希望と能力に応じた創造的活動としての陶芸教室を通じ、高齢者の心身の健康と生きがいの助長増進を図ります。 ・教室会員の意見を取り入れ、更なる自主的運営がなされるよう努めます。
49	ふれあいサロン事業	・高齢者や子育て中の親子など、地域住民の孤立感解消及び介護予防、健康の維持向上を図ることを目的に、行政区を中心としたふれあいサロン事業を推進します。
50	いきいきヘルス体操指導士会の運営	（No. 41再掲）
51	スクエアステップリーダーの会の運営	（No. 42再掲）
52	認知症予防講座	・認知症を自分ごとと捉え、予防の必要性や手軽に取り組める脳トレ、運動、栄養に関する講話を実施していきます。 ・包括支援センターにおける認知症事業についても、わかりやすい周知や軽度認知障がいや若年性認知症についても理解しやすい啓発を行っています。

主な取組（事業名）	活動内容（具体的方針）
53 フレイル予防講座	・フレイル（加齢に伴い身体能力が低下し、健康障がいが起こりやすくなった状態）に対し、住民が予防に取り組むことができるよう、専門職と連携した事業の実施や啓発活動を行います。 ・「坂東市高齢者の保健と介護予防の一体的な実施事業」に参画し、健康への意識や身体的変化、継続的な予防に向け事業を通し実施していきます。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 「心」と「体」がともに健康であることの大切さを理解します。
- 定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を把握します。
- 健康づくりに関心を持ち、健康づくり活動へ積極的に参加します。
- 手洗いや消毒などを行い、様々な感染症への感染予防に努めます。
- 他分野の団体と連携し、横のつながりを大切にしながら、新たな福祉活動を考えます。



▶障がい児者スポーツ活動



▶シニアスポーツ大会



▶シニア芸能発表大会



▶フレイル予防講座

目標4 地域の支え合いの強化（地域福祉ネットワーク事業）

地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスの充実のために、支え合いの仕組みづくりの充実・強化を図る生活支援体制整備事業を推進します。

この事業を推進するにあたり、地域において各種の福祉事業を実施するほか、地域の生活課題の把握などに重要な役割を果たしている社会福祉協議会支部（第2層協議体）及び支部長連絡会（第1層協議体）と情報共有を図りつつ、事業を推進します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
54	支部長連絡会の活動推進	（No.39再掲）
55	社会福祉協議会支部活動推進	・各支部の特色を活かしながら相互に連携し活動を推し進め、交流会やサロン活動などそれぞれの事業を展開します。第2層協議体組織として支部長を中心とし、地域課題の把握や地域助け合いの仕組みなどを話し合う場を作ります。 ・幅広い年齢層が活動へ参加が得られるよう、福祉推進員とともに事業内容を検討します。
56	地域福祉ネットワーク事業（生活支援体制整備事業）	・第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターとの連携を図りながら、情報を共有し、市全体の地域福祉の向上に向けて調整やとりまとめ役を担います。第2層生活支援コーディネーターは、地域住民の困りごとや生きがいづくり、さらには社協支部活動について身近な相談役と活動の調整を担うため、多様な住民とのつながりを意識した活動の推進や情報収集、発信により地域住民への普及活動に取り組みます。第2層協議体では、サロンの支援活動や拡充、健康増進や介護予防の取組に向け継続的に地域に働きかけを行います。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 支部が実施する事業に、仲間をさそって積極的に参加します。
- 支部の活動に関心をもち、協力できることについて考えます。

基本目標Ⅲ 支援の充実 孤立を防ぎ、必要な支援につながる

現状と課題

高齢者数が増加しており、それとともに、ひとり暮らし高齢者数も増加しつつあります。こうした中、アンケートでは地域の人にしてほしいこととして「安否確認や見守り」が多くなっています。

地域で暮らす人が孤立することなく安心して暮らすために、見守りの支援を引き続き行うとともに、強化していくことが求められます。

また、増加する高齢者を対象とした各種福祉サービスを引き続き充実していく必要があります。

要介護（要支援）認定者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数なども年々増加しており、今後も支援の取組の充実が求められています。

今後は75歳以上の後期高齢者が増加することが予測されています。今後、さらに高齢化が進んだとき、認知症の発症リスクが高まることが予想され、判断能力が十分でない人に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度の普及・利用促進が必要となってきます。

目標1 相談体制や援護活動等の充実

複合的な福祉課題に対応する相談機関として、地域包括支援センター※運営事業の充実を図ります。また、日常生活の心配ごとや悩みごと、生活課題を抱えた人に応ずる相談や援護活動、自立支援事業を推進します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
57	歳末援護活動	・歳末たすけあい募金のより有効な活用を図るため、事業の見直しを行います。 ・歳末期に支援を必要とする人（世帯）に対し、小口資金貸付事業や食料品の提供など各種援護活動を実施し、行政の支援制度と連携を図り、継続的な支援に努めます。 ・要支援（援護）者の把握に努め、関係機関や福祉団体と連携し、見守り活動を実施します。
58	法外援護活動（行旅人救済等）	・支援を必要とする行旅人に対し、交通費などの貸付支援を行います。 ・緊急時の対応が必要な場合は、相談者の状況に応じて、行政や関係機関と連携を図り支援を行います。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
59	災害援護活動（火災援護金等）	・ 住家が災害を受けた場合、その被災者に見舞金を支給します。 ・ 見舞金（交付金額）を適正に交付するために、基準となる要項等を検討整備します。 ・ 災害時及びその後について、支援が必要な場合は、行政や関係機関と連携を図り生活支援を検討します。
60	被災者支援事業	・ 災害が発生したときの被災者の実態把握と、必要な援護活動ができるよう、平常時における資金や物資の管理を徹底します。 ・ 市内の被災者への支援の在り方を、市と連携し対応します。また、県社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会との情報交換も行いながら検討します。
61	小口貸付制度の運営	・ 失職などの理由で一時的に収入が減少し、生活の維持が困難になった世帯が安定した生活を送ることができるようにするため、民生委員・児童委員や関係行政機関等と連携のもとで、資金の貸付を行う小口貸付制度を適切に運営します。 ・ 資金の貸付と物資の現物支給を、有効性の観点から踏まえ適切に実施し、各種支援制度の情報提供に努めます。
62	生活福祉資金貸付事業	・ 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的な自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるよう、資金の貸付けと必要な援助指導を行います。 ・ 職員間の情報共有を進め、増加する相談や申し込みに、適切かつ迅速な対応に努めます。
63	地域包括支援センター運営事業	・ 高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・医療・福祉などの様々な面から総合的にサポートする機関として、地域包括支援センターを運営します。 ・ 行政及び関係機関や他の地域包括支援センターとも連携し円滑に運営できるよう努めます。
64	日常生活自立支援事業	・ 認知症や知的障がい、精神障がいにより福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある人が、安心して地域で生活できるよう、事業の利用促進に努めます。 ・ 身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等の課題に対応するための取組の促進について検討します。 ・ 利用者の状態の変化に応じ、成年後見制度と連携し、事業を推進します。 ・ 地域の社会資源として、制度の認知度が高まるよう啓発します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
65	居宅介護支援事業の運営 （介護予防支援等受託業務含む）	・介護支援専門員のケアマネジメント機能の向上を目指すために、介護保険制度に関する知識やスキルを向上するための研修へ積極的に参加します。 ・地域の介護支援専門員やサービス事業所との連携を深め、社会福祉協議会が持つ社会資源の情報を発信します。
66	相談体制の充実	・社会福祉協議会職員は専門性と多くのネットワークを駆使し、「よろず相談」として市民の福祉相談に応じられる機動力と専門性を維持します。 ・職員誰もが相談窓口となれるよう意識の高揚と対応力（相談スキル）の向上を図ります。 ・市民の身近な相談窓口となれるような体制づくりに向けた取組に努めます。
67	在宅医療・介護連携推進事業	・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供ができるよう関係者との連携を進めていきます。
68	認知症初期集中支援推進事業	・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の専門職が、認知症やその疑いのある人を適切な医療や介護サービスへつなげる支援をします。 ・若年性認知症の早期発見対応についても、関係機関との連携を持ち支援を強化していきます。
69	認知症地域支援・ケア向上事業 （認知症カフェなど）	・認知症の人やその介護者が集い、当事者同士や専門職とつながり、情報交換ができる認知症カフェのニーズを把握し、開催を支援します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 周囲に支援を必要とする高齢者がいるか、普段から気にかけて把握しておきます。
- どのような相談窓口や支援サービスがあるか把握します。

目標2 要援護者への支援や見守り活動等の推進

地域で暮らす人、特に高齢者が孤立することなく安心して暮らすために、「安否確認の声かけ」や「送迎サービス」に応える取組、自身の権利を自身で十分守ることができない人のための権利擁護活動の充実を図ります。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
70	支部長連絡会の活動推進 （きずな声かけ事業含む）	（No. 39再掲） ・ひとり暮らしの高齢者及び地域で見守りが必要な方々が安心して生活できるよう、支部長連絡会にて実態を把握し、各支部において温かく見守り支え合う活動を行います。
71	愛のバス送迎サービス事業	・介助を必要とし、常時車いすでの生活をしている人の在宅福祉の増進を図るため、リフト付き車両による医療機関などへの送迎サービスを行います。 ・事業での受入困難な人に対する代替サービスについての情報提供を行います。
72	福祉用具貸出事業	・在宅の高齢者及び障がいのある人の日常生活の向上、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の貸出を行います。 ・継続者への代替サービスについての情報提供を行います。
73	地域活動支援センター事業Ⅲ型 心身障害者福祉ワークス運営事業	・在宅の知的障がい者及び身体障がい者に対し、社会生活への適応力や基本的生活習慣の向上・確立を図るための作業訓練や生活訓練等の支援を行います。 ・社会参加活動においては、多様な社会参加を促進するために社会見学、公的機関の活用、買物活動等を継続的に実施します。また、地域住民との交流や障がい福祉の理解啓発を目的に、各種イベントに積極的に参加し、自主制作品の販売活動を行います。
74	地域密着型通所介護事業の運営 デイサービス（指定基準型含む）	・社会福祉協議会で運営するデイサービスとして、特色を持ち楽しんでいただける工夫を取り込みます。 ・サービス内容の充実と啓発活動に努めます。 ・収支状況を常に視野に入れ適正規模等を検討します。
75	地域活動支援センター事業 身体障害者デイサービス	・地域生活支援事業に基づき、障がいの状態やニーズに応じた適切な支援を実施します。 ・介護を必要とする人に、入浴や食事の介護等のサービスを提供します。 ・サービス内容の充実と啓発活動に努めます。 ・収支状況を常に視野に入れ適正規模等を検討します。
76	見守り活動の活性化	・見守りを通じて、つながりづくり、支え合える地域づくりそして「地域共生社会」の実現を目指します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
77	日常生活自立支援事業	（No. 64再掲）
78	権利擁護活動の推進	・ 成年後見制度の利用支援や周知・啓発等を行います。 ・ 行政と調整し、権利擁護事業促進のための拠点（仮称：成年後見センター）が設置できるよう精査検討します。 ・ 社会福祉協議会として法人後見※活動等が必要かどうか検討します。併せて市民後見人※養成の必要性等も精査します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 地域の見守り活動等に積極的に参加します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めます。
- 地域で異変を感じたら、ためらわずに相談機関に連絡します。
- 困ったときは、抱え込まずに助けを求めます。



▶ 愛のバス送迎サービス事業



▶ 福祉用具貸出事業

目標3 連携体制の強化

行政や市内の社会福祉関係機関や団体、専門機関などとの連携を強化し、協働して福祉課題の解決を図れる体制づくりを進め、地域福祉活動を推進する仕組みの充実を図ります。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
79	関係団体との連絡調整等	・福祉団体や関係機関と連携することで、円滑な地域福祉活動の推進を図ります。 ・地域福祉活動の活性化を目的に、市内の各種福祉団体や専門機関などにより一層連携を密にし、それぞれの専門分野の方々が相互に連絡を取り合うことができる仕組みを構築できるよう検討します。
80	周辺の社会福祉協議会及び県社会福祉協議会との連携	・地域福祉活動の充実や職員の資質向上のため、周辺の社会福祉協議会や県社会福祉協議会との情報交換や連携を図ります。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 口コミやメディアなどを通じて、周辺の社会福祉協議会などで実践されている、福祉に関する好事例を知ったときには、坂東市社会福祉協議会への情報提供を行い、積極的に検討してもらうとともに、新たな福祉のまちづくり発展につながる機運を高めます。

基本目標Ⅳ 基盤の強化 事業の継続を確かなものとする

現状と課題

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に地域福祉を推進する中心的な担い手と位置付けられ、公共性・公益性の高い社会福祉法人格を有する団体として、自立的な組織体制と経営基盤を強化する必要があります。具体的には、組織、財政、人員について、強化・充実が求められます。

一方、坂東市社会福祉協議会の会員加入世帯数は、微減傾向にあります。組織、財政、人員の強化・充実とともに、社会福祉協議会の活動基盤を安定化するため、会員の加入を促進する活動を強化する必要があります。

目標1 組織体制の充実

社会福祉協議会は、公共性の高い社会福祉法人格を有する団体としての性格を合わせ持っており、主体的な経営判断が求められます。理事会や評議員会をはじめ事務局の整備強化、運営の透明性の確保を図ります。

また、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の定期的な見直しを検討します。さらに、非常時に備えた体制づくりへの準備も同時に検討を実施します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
81	理事会・評議員会の運営	・ 本会の意思決定機関及び執行機関である理事会を開催し、事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する案件について審議し、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。 ・ 本会の議決機関である評議員会を開催し、社会福祉協議会の事業方針、事業計画・予算の決定、役員の選任・解任など重要事項に関する案件について議決し、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。 ・ 役員や評議員と情報共有や協議を行うとともに、評議員が所属する各地域団体等との連携・協働につながるよう努めます。 ・ 監事の意見等を反映し、福祉事業面、財務面において適正な運営を継続します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
82	関係団体との連絡調整等	・地域のニーズに適した幅広い福祉事業が展開できるよう、行政をはじめ、連合民生委員児童委員協議会や区長会連合会、社会福祉協議会支部などの関係団体との連携調整を行います。 ・市（行政）とのパートナーシップを強化し、市民のあらゆる生活課題解決に対応できるような地域福祉活動を推進するため、協働して課題解決を図れる体制づくりを進めます。 ・市からの新規事業の受託や既に受託されている事業の見直し等に係る協議に際し、社会福祉協議会の視点を持って検討を進めます。
83	社会福祉協議会地域福祉活動計画の推進	（No.07再掲）
84	危機に備えた取組の推進	・事業継続計画（BCP）を定期的に見直し、災害時や集団感染発生時などにおいて通常の業務が困難な際、その場面や状況に応じた対策がとれるよう準備します。 ・災害備蓄品や防災用品の確保と定期的な点検を行います。
85	事務局体制の強化	・確実な事業推進を図るため、各係間の情報共有と連携により推進体制を強化します。 ・プロパー職員だけでなく、嘱託職員や登録職員等を効率的・効果的に配置し、法人全体の経営状況を見極めながら職員体制の整備に努めます。

目標2 経営基盤の安定化

本会運営の財源は、公的財源である補助金や事業受託金、自主財源である会費や共同募金配分金、介護保険事業の収益等で構成されています。

地域福祉活動を推進するにあたり、募金運動の推進や新規会員の加入促進、受託事業や指定管理者制度への取組、介護保険事業の運営により自主財源の確保に努めるとともに、基金の効果的な運用により経営基盤の安定化を図ります。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
86	財源の安定や各種基金の効果的運用	・地域の特性に応じた福祉事業を推進するため、補助金、受託金、自主財源の会費、寄付金、介護保険事業収益などで構成されている社会福祉協議会の主要財源の安定確保と適正支出に努めます。 ・事業別に目指すべき方向性を明確にし、事業内容の見直しや充実を図り、適正な事業収入と事業経費の分析を実施します。 ・法で定められた報酬で運営している事業は、安定的な経営状態を保つために適正な利用率に基づく収入を確保し、常に管理経費等の支出状況の把握に努め、状況に応じた抑制等を実施します。 ・会計処理を適正に行いながら、事業単位の収支のみならず法人全体の財務状況を把握し、適正支出に努めます。 ・各種基金は、基金積立額に応じた効果的な運用に努めます。
87	会員の加入促進 （社会福祉協議会会費の運用）	・事業活動を推進する財政基盤強化のため、自主財源の一つである会費の安定確保につながるよう、社会福祉協議会の啓発活動を実施し、地域福祉活動の理解を得ながら、社会福祉協議会会員の加入促進に努めます。
88	赤い羽根共同募金運動の推進	・事業活動を推進する財政基盤強化のため、自主財源の一つである寄付金の安定確保につながる赤い羽根共同募金運動を周知活動とともに推進します。 ・感染症予防に対応した募金活動を実施します。 ・地震や風水害など大規模災害の発生時には、被災者を支援するための「災害義援金」を募集します。 ・寄付付き商品の取扱いや金融機関への振込対応などの新たな募金活動を検討します。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
89	収益事業 自動販売機設置事業	・事業活動を推進する財政基盤強化のため、自主財源の一つである自動販売機設置事業を推進します。 ・設置によるトラブルの発生防止のため、業者や関係行政機関との連絡調整に努めます。
90	善意銀行の運営	・善意銀行への福祉寄付として寄せられる現金、物品を、適切に地域福祉活動のために活用します。 ・善意銀行へ指定寄付として寄せられる現金、物品は、寄付者の意向を反映し、適切に地域福祉活動のために活用します。 ・食料品等の受入れを実施します。 ・寄付金の配分、食料品の受入れに関する基準及び取扱い要項等を検討整備します。
91	善意銀行管理運営委員会の推進	・善意銀行管理運営委員会を必要に応じて開催し、寄せられた寄付金の有効活用を図ります。 ・寄付金の管理や配分使途について報告を適切に行います。
92	フードバンクの運営	・善意銀行に寄せられる食品を活用し、一時的な困窮により食料を必要としている人や世帯に無償で提供する「食の支援事業」を実施します。 ・企業から物資の提供が受けられるよう、市内及び近隣企業等へ協力を依頼し、支援体制を構築できるよう検討します。 ・県社会福祉協議会や近隣の社会福祉協議会から情報収集を図り、フードバンク事業運営に関する基準を検討します。
93	指定管理者制度の推進	・社会福祉協議会の各種事業や実績及び組織力を有効活用した地域福祉コミュニティを形成するとともに、行政からの指導や助言を受け、情報の共有を図り効果的な施設の維持や、大規模修繕の実施や必要とされる機能面を重視した利用の最適化を図り、市民ニーズに対応した公共施設や防災を拠点とした施設運営を行います。 ・感染症対策に万全を期した運営を行います。

目標3 職員の資質向上

事業の確実な推進を図るため、研修の実施や外部の福祉大会への参加、さらに、福祉に関する資格取得の促進などを通じ、職員の資質の向上を図ります。

主な取組（事業名）		活動内容（具体的方針）
94	社会福祉協議会役員、委員等研修会	・福祉サービス向上のための新たな発想や構想を得るため、関係機関等が開催する研修会や県社会福祉大会へ積極的に参加します。 ・社会福祉協議会が担う社会的役割に即し、専門的な事項についても関係機関等が開催する研修会へ参加し、有効な情報収集に努めます。 ・組織運営等の機能の向上につながる坂東市社会福祉協議会独自の研修会を企画検討します。
95	職員研修（資格取得支援）	・専門職の資格取得に努めるとともに、関係機関等が開催する研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上と知識・スキル向上を図り、事業継続力を強化します。 ・人材育成方針や職員研修計画を整備することで、社会福祉協議会として一体感のある研修体系が構築できるよう検討します。 ・社会福祉協議会内部研修の充実に努め、求められる職員像を共有しながら事業推進できるよう検討します。
96	市や県社会福祉協議会等との連携	・緊急事態が発生した場合に、市や県社会福祉協議会等の関係機関と円滑な連絡調整ができる体制を整備します。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理・評価
3. 計画の主要指標

1. 計画の推進体制

「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民と行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉活動を展開するボランティアやNPO※、福祉サービス事業者や企業が担い手となり相互に連携し、行政、社会福祉協議会の支援を受けながら、協働して地域の生活課題を解決していくことが大切です。

各主体の役割は次のとおりです。

■ 市民、地域福祉団体

地域社会の一員として地域福祉への関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、地域の中で解決を図る役割があり、その前提として日頃からの交流を深めることが重要です。

■ 行政区、社会福祉協議会支部

一定の地域に住む人たちにより構成され、互いに助け合いながら地域を住みやすい環境にしていくための取組を推進します。

■ ボランティア、NPO

地域に根差した活動から広く市全域を対象とした地域福祉活動の担い手として活動が期待されています。

■ 福祉サービス事業者

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開などを行います。また、福祉施設は災害時の福祉避難所※としての役割が期待されています。

■ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づく非常勤の地方公務員である民生委員は児童委員も兼ね、地域住民の立場に立って生活や福祉全般に関する相談対応や援助活動を行っています。

■ 社会福祉協議会

坂東市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉の担い手の育成や交流機会の創出、市民と福祉の活動団体やサービス事業者、行政との間の調整などの役割を担っています。

■ 坂東市

行政は、市民に対し地域福祉に関する情報の提供や啓発を行い、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促すとともに、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

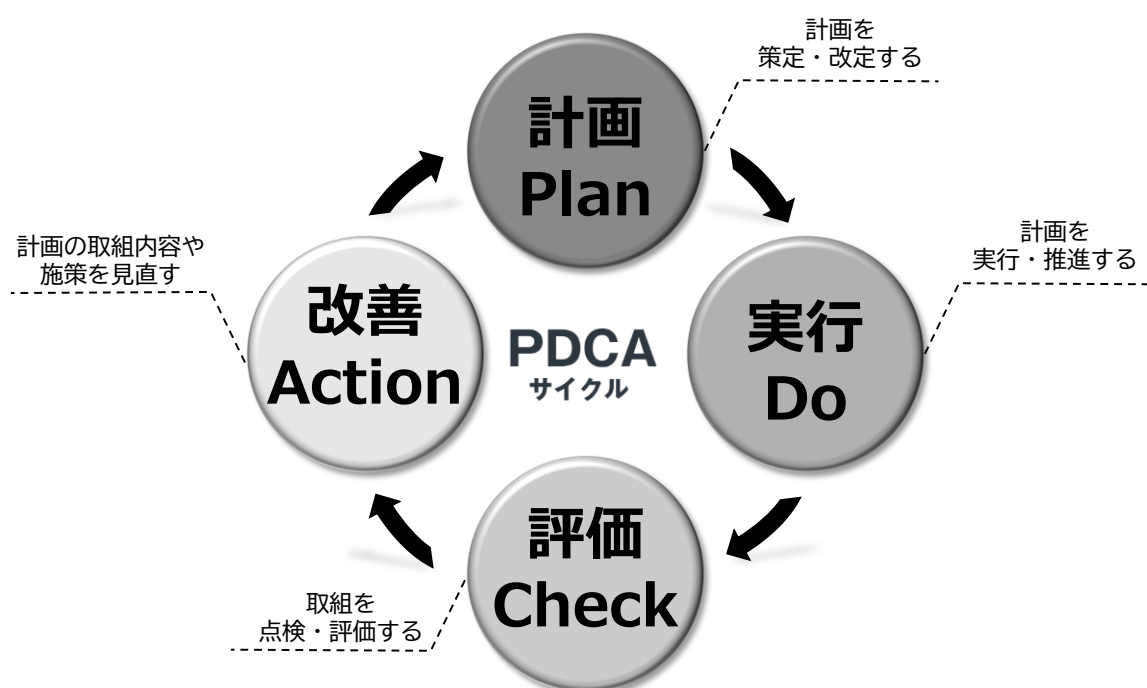
2. 計画の進行管理・評価

本計画は、毎年度、PDCAサイクル※（Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善））に基づいて進行管理を行います。

PDCAサイクルにおける「Check（点検・評価）」においては評価を行い、進捗状況の検証や必要な課題の把握分析をします。

「Action（見直し・改善）」においては、「Check（点検・評価）」を踏まえて、必要に応じて事業の見直しや改善を行い、その結果を次年度に反映させていきます。

なお、中長期的な社会状況等の変化に対応するため、中間年度において検証期を設け、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。



3. 計画の主要指標

本計画では、以下の各事業についての具体的な目標値を「主要指標」に設定し、計画の進行管理における中心的な評価項目とします。

事業名	1. 地域福祉ネットワーク事業（生活支援体制整備事業）の推進					
事業概要	生活支援コーディネーター（市全域1人、小学校圏域13人）は、地域住民の社会参加や生活ニーズに着目し、住民主体の支え合いのしくみづくりに向けた相談や助言や、圏域独自の小地域活動などを支援・推進します。					
目標とする 具体的内容	第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターとの連携を図りながら、情報を共有し、市全体の地域福祉向上に向けて調整や取りまとめ役を担います。 第2層生活支援コーディネーターは、地域住民の困りことや生きがいづくりや社協支部活動について身近な相談役と活動の調整を担うため、多様な住民とのつながりを意識した活動の推進や情報収集、発信により地域住民への普及活動に取り組めます。 第2層協議体では、サロン活動の支援や、拡充、健康増進や介護予防の取組に向け、継続的に地域に働きかけを行います。					
目標値数	計画策定時	第4次計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		充実				

事業名	2. 地域の交流の場づくりや活動促進の支援					
事業概要	高齢者や子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。地域住民の孤立感の解消や介護予防、健康の維持などを目的に、気軽に楽しく、地域の実情に合った活動に取り組めるよう推進します。					
目標とする 具体的内容	市内各地において、地域住民の居場所・交流の場（ふれあいサロン）が徐々に増えてきていますが、おしゃべりやちょっとした困りごとの相談ができるような住民同志のつながりづくりに向け、さらに設置数を増やす必要があります。サロン活動の普及には、地域の社会資源を有効活用できるしくみづくりの検討、地域で活動する担い手の確保や、地域で実施する介護予防事業等の情報提供などを発信し、住民が積極的に活動できるよう取組を進めていきます。					
目標値数	計画策定時	第4次計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	登録団体 50	登録団体 52	登録団体 54	登録団体 56	登録団体 58	登録団体 60

事業名	3. 災害ボランティアセンターとボランティア育成の推進					
事業概要	坂東市及び関係機関との連携や対応についての確認協議や、平常時からの災害への備え及びボランティアの募集や研修を開催します。					
目標とする 具体的内容	災害発生時の災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けて、坂東市やボランティア連絡協議会をはじめとした各関係団体、災害ボランティア登録者などと災害ボランティアセンター運営訓練などを行いながら連携、情報共有を図っていきます。今後は社協支部や地域の方、企業とも連携していきます。					
目標値数	計画策定時	第4次計画中				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	運営訓練 登録者 80 人	研修会 登録者 80 人	運営訓練 登録者 80 人	研修会 登録者 80 人	運営訓練 登録者 80 人	研修会 登録者 80 人

事業名	4. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、推進					
事業概要	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行います。					
目標とする 具体的内容	利用者の状態の変化に応じ成年後見制度と連携し事業を推進します。また、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方や身寄りのない高齢者等、複合的な課題を有するケースに対し行政など関係機関と連携し対応します。さらに、地域の社会資源として制度の認知度が高まるようホームページや社協だよりで啓発します。					
目標値数	計画策定時	第4次計画中				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		強化				

事業名	5. 包括的相談支援体制の整備					
事業概要	生活に不安や悩みを抱える方々から広く相談を受け付け、必要な相談支援を実施します。					
目標とする 具体的内容	生活困窮者や引きこもり状態にある人、ひとり親家庭など、支援を必要とする人を適切な支援に結び付ける体制の強化が必要。 社会状況が変化する中、老々介護や8050問題、ヤングケアラー※といった複雑多様化した生活課題など、表面化しにくい問題や支援が届きにくい人にも適切に対応できるよう、関係機関と連携し包括的に関わる体制を整備していきます。					
目標値数	計画策定時	第4次計画中				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		表面化しにくい問題を、身近に相談できる窓口として、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、相談・支援体制の充実につなげます。				

事業名	6. 認知症及びフレイル予防対策					
事業概要	核家族化や感染症等の影響により、引きこもり高齢者の増加は今まで以上に大きく懸念されます。特にフレイル（加齢に伴い身体能力が低下し、健康障がいが起こりやすくなった状態）予防を計画的に推進することで、健康寿命の延伸に寄与することを目指し、併せて感染防止対策も十分行いながら進めていきます。					
目標とする 具体的内容	体育館などの会場での体力測定会等だけでなく、地域でのサロンでも、レクリエーションや気軽に楽しむことができるスポーツを取り入れ、楽しみながら運動する予防プランや社会的な交流を行うことでの認知機能低下防止も併せて進めていきます。また、専門性やスキルを活かしたボランティアの育成なども検討し、中長期的には運動や認知機能の効果が見える化される工夫も検討していきます。					
目標値数	計画策定時	第4次計画中				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		強化 				

資料編

1. 第4次坂東市地域福祉活動計画策定の経過

日 付	内 容
令和7年2月3日(月) ～3月7日(金)	坂東市の地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和7年7月22日(火)	第4次坂東市地域福祉活動計画 第1回策定委員会 (1) 地域福祉活動計画について (2) 計画策定スケジュールについて (3) 第4次坂東市地域福祉活動計画骨子案について
令和7年8月25日(月) ～9月2日(火)	地区懇談会
8月25日(月)	①南中学校区（七郷支部/中川支部）
8月27日(水)	②東中学校区（飯島支部/神大実支部）
8月29日(金)	③岩井中学校区（岩井第一支部/岩井第二支部/弓馬田支部/長須支部/七重支部）
9月2日(火)	④猿島中学校区（生子菅支部/逆井山支部/沓掛支部/内野山支部）
令和7年12月19日(金)	第4次坂東市地域福祉活動計画 第2回策定委員会 (1) 第4次坂東市地域福祉活動計画（素案）について
令和8年2月19日(木)	第4次坂東市地域福祉活動計画 第3回策定委員会 (1) 第4次坂東市地域福祉活動計画（案）の承認について
令和8年3月	社会福祉協議会理事会及び評議員会にて報告

2. 第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員会設置要項

（設置）

第1条 社会福祉法人坂東市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域住民や関係機関・団体などと連携し、役割分担を行いながら、地域の抱える福祉課題や問題の解決を目指すとともに、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の発展に向けた「第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 計画案の策定に関すること。
- （2） その他計画に関する事項。

（組織及び任期）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、本会に置く。

- 2 委員会を補佐するため、事務局内に作業委員会を設けることができる。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附則

この要項は、令和7年7月22日から施行する。

3. 第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員名簿

■第1回委員会

(順不同・敬称略)

NO.	氏 名	役 職
1	◎ 倉持 嘉男	坂東市連合民生委員児童委員協議会 会長
2	○ 市川 陽一	坂東市社会福祉協議会支部長連絡会 会長
3	根 本 理和	坂東市区長会連合会 会長
4	田 中 芳文	坂東市シニアクラブ連合会 会長
5	飯 住 澄夫	坂東市ボランティア連絡協議会 代表
6	堀 井 尚	坂東市視覚障害者福祉協会 会長
7	富 山 忠保	坂東市身体障害者福祉協議会 会長
8	栗 原 芳男	坂東市心身障害児者父母の会 会長
9	逆 井 広志	坂東市介護保険事業者団体連合会 会長
10	菅 沼 康次	坂東市認知症キャラバン・メイトネットワーク 会長
11	荒 井 俊博	坂東市障がい児・者福祉施設連絡協議会 会長
12	小 林 文子	坂東市いきいきヘルス体操指導士会 会長
13	中 村 一雄	坂東市スクエアステップリーダーの会 会長
14	小谷野 伊一	坂東市民健康体操普及委員会 会長
15	和 田 英之	坂東市保健福祉部社会福祉課 課長
16	前 島 勉	坂東市保健福祉部介護福祉課 課長
17	真 中 明美	坂東市保健福祉部こども課 課長

◎：委員長

○：副委員長

■第2回委員会・第3回委員会

(順不同・敬称略)

NO.	氏 名	役 職
1	◎ 針 谷 勇	坂東市連合民生委員児童委員協議会 会長
2	○ 市 川 陽 一	坂東市社会福祉協議会支部長連絡会 会長
3	根 本 理 和	坂東市区長会連合会 会長
4	田 中 芳 文	坂東市シニアクラブ連合会 会長
5	飯 住 澄 夫	坂東市ボランティア連絡協議会 代表
6	堀 井 尚	坂東市視覚障害者福祉協会 会長
7	富 山 忠 保	坂東市身体障害者福祉協議会 会長
8	栗 原 芳 男	坂東市心身障害児者父母の会 会長
9	逆 井 広 志	坂東市介護保険事業者団体連合会 会長
10	菅 沼 康 次	坂東市認知症キャラバン・メイトネットワーク 会長
11	荒 井 俊 博	坂東市障がい児・者福祉施設連絡協議会 会長
12	小 林 文 子	坂東市いきいきヘルス体操指導士会 会長
13	中 村 一 雄	坂東市スクエアステップリーダーの会 会長
14	小谷野 伊一	坂東市民健康体操普及委員会 会長
15	和 田 英 之	坂東市保健福祉部社会福祉課 課長
16	前 島 勉	坂東市保健福祉部介護福祉課 課長
17	真 中 明 美	坂東市保健福祉部こども課 課長

◎：委員長 ○：副委員長

4. 用語集

－英字－

■NPO（エヌピーオー）

Non-profit Organizationの略で、民間の非営利組織のことで、福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力、などの様々な社会貢献活動を行っています。NPO法人（特定非営利活動法人）は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法（通称NPO法）により法人格を取得した団体です。

■PDCAサイクル

PDCA（ピーディーシーエー）サイクルとは、事業活動等の管理を円滑に進めるための手法の一つで、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：見直し・改善）の4段階を繰り返すことにより活動を継続的に改善することです。

■SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

－あ行－

■いきいきヘルス体操

茨城県が高齢者の生活能力を維持し、地域の介護力を高めることを狙いとして普及を図っているシルバーリハビリ体操です。いきいきヘルス体操は、脳卒中による片まひがある方のための体操で、関節の拘縮（こうしゅく：かたくなる）予防のために、寝ていても座っていてもできるように組み立てられ、筋肉を伸ばすことを主としています。

－か行－

■介護認定者（要支援・要介護認定者）

介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられています。

■協働

地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等と市が、共通の目的を設定できる事柄について、対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

■権利擁護

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者や、知的障がい者、精神障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されることをいいます。

■グラウンド・ゴルフ

専用のクラブ、ボール、スタートマットを使用して、ボールをクラブで打ち、ボールポストにホールイン（入って静止した状態）するまでの打数を数える競技です。鳥取県東伯郡泊村生涯スポーツ推進事業の一環として昭和 57 年に考案された。高度な技術を必要とせず、しかも全力を出す場面と集中力や調整力を発揮する場面がうまく組み合わされており、ルールもごく簡単なことから、初心者でもすぐに取り組めます。

■高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人の割合です。

ーさ行ー

■市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

■自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により軽減する医療制度です。

■社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されています。地域福祉事業推進の中心的役割を担っており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などを行っています。

■身体障がい

先天的あるいは後天的な理由で身体機能の一部に障がいを生じている状態、あるいはそのような障がい自体のことを指します。視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい(心臓機能障がい)、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい、計 12 種類が含まれます。

■スクエアステップ

スポーツ医学や健康体力学、老年体力学を専門とする国立大学法人の教員が連携して開発した科学的エビデンス(根拠)に基づくエクササイズです。高齢者の要介護化予防(転倒予防・認知機能向上)をはじめ、成人の生活習慣病予防、子どもの身体機能の発達など、あらゆる年齢層の体力づくり・仲間づくりにも適用が可能です。

■生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談窓口を設置し、離職で住まいを失った人に家賃相当の給付金を支給します。

■精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第5条では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護(財産管理や身上監護)する制度。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。

ーた行ー

■第1層協議体

坂東市全域を対象として、住民参加による介護予防・生活支援など、地域資源の開発や関係者間のネットワーク化を図ります。また、第2層協議体(次頁)に対するトップダウン的な役割ではなく、その動きを横断的・俯瞰的目線で捉え、それぞれの動きを踏まえた活動を考える協議体です。

■第2層協議体

坂東市社会福祉協議会では小学校区を対象とする13の支部を第2層協議体として、社会資源の開発や地域課題の把握を行います。第1層協議体との連携・情報共有を図り、介護予防・生活支援など、地域資源の発掘や開発、地域ニーズの把握に努めます。

■ダブルケア

自分の子どもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のことです。

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

■地域福祉ネットワーク事業（生活支援体制整備事業）

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進や、生活支援サービスの開発と助け合いの強化を行う事業です。

■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっており、市町村又は市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士の専門職が配置されています。

■知的障がい

知能を中心とする精神の発達が幼少期から遅れ、社会生活への適応に支障がある状態。①知的機能に制約があること。②適応行動に制約を伴う状態であること。③発達期に生じる障がいであること。この3点で定義されますが、一般的には金銭管理、読み書き、計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があることを指します。以前は精神薄弱と呼ばれていましたが平成11年から、法令上は「知的障害」という用語に統一されました。

ーな行ー

■日常生活自立支援事業

市町村の社会福祉協議会等で実施しており、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

■認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下したり、失われる状態のこと。一般に、記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障がいが見られ、知覚、感情、行動の異常も伴うことが多くみられます。平成17年の改正介護保険法で、従来の「痴呆」という表現が改められました。

－は行－

■8050（はちまるごーまる）問題

「80」代の親が「50」代のひきこもり等の子どもの生活を支えるという問題をいいます。

■福祉サービス

国・都道府県・市町村の公的な制度や、民間事業者による福祉事業等。行政や法人格を有する団体・事業者が提供する高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービスなどがあります。

■福祉推進員

地域の実情に応じた福祉事業を推進するために、坂東市内 13 の社会福祉協議会支部で民生委員・児童委員や区長などが福祉推進員として活動しています。

■福祉避難所

寝たきりの高齢者、障がいのある人、妊産婦など、一般の避難所では共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所です。

■フレイル

加齢に伴い身体能力が低下し、健康障がいが起こりやすくなった状態のことです。早期の対応により元の健康な状態に戻る可能性もあります。

■法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になること。親族又は弁護士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等になる場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行います。一般的に法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。

■ボランティアセンター

市民のボランティア活動を振興するため、ボランティアの相談、登録、情報提供、ボランティア養成研修などを行う機関です。

－ま行－

■民生委員・児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

－や行－

■ヤングケアラー

介護や看病、療育が必要な家族や親近者を無償でサポートする人のことをケアラーと呼び、そのうち18歳未満の子どものことをいいます。

第4次坂東市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

令和8（2026）年3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

<本所>

茨城県坂東市辺田 48 番地（岩井福祉センター^{むつみかん}夢積館内）

電話 0297（35）4811

FAX 0297（36）2355

<支所>

茨城県坂東市山 2721（猿島福祉センターほほえみ内）

電話 0280（88）1000／0297（44）2943

FAX 0280（88）1041
